

厚岸

未来を創る!

まるわかり ガイドブック

2022年保存版

厚岸町役場

〒088-1192

北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

役場へのお問い合わせはこちら ☎0153-52-3131

町ホームページ <https://www.akkeshi-town.jp>

AKKESHI TOWN LIFE GUIDE BOOK 2022

厚岸町のこと	4
届け出・証明	8
税金	13
保険と年金	15
保健と福祉	23
子育て・教育	28
住まいと生活	35
仕事・産業	45
議会・選挙	46
生涯学習・スポーツ	47
医療機関	51
各種相談	52
公共施設一覧	53
防災ガイド	56



～未来を^{つく}る！～

厚岸まるわかりガイドブックの使い方

これから厚岸町で、そしてずっと厚岸町で暮らしていく、そんな皆さんのための冊子です。
厚岸町での手続き、助成制度、町有施設などの紹介をしています。
日々の暮らしにご活用ください。



表紙と本文のカラーインデックスが連動しているため、スピーディーに目的の情報にたどり着くことができます。

次ページをめくると、知りたい情報が探しやすい『インデックス』を掲載しています。
調べる際には、まずこちらのページをご覧ください。

『妊娠・誕生』『引っ越し』『老後』などのライフサイクルにあわせた調べ方できます。ぜひご活用ください！



厚岸町ホームページをご活用ください！

インターネットで厚岸町のさまざまな情報を発信しています。



すぐにページを探したいときは？

トップページにある『検索キーワード』の欄に探したいことを入力し検索ボタンを押すと、検索結果が表示されます。

▼スマートフォン画面



▼インターネット画面



▼検索結果



<https://www.akkeshi-town.jp>

『厚岸町』で検索！

厚岸町

検索



厚岸町長 若 狭 靖

町長へのポスト

町政(町長)への意見・提案・質問など、皆さんの声をお寄せください。

広報誌あっけしに年4回折り込んでいるほか、ホームページからも受け付けています。

▷ ホームページ
はこちら



<https://www.akkeshi-town.jp/post/>

～未来を創る！～ 厚岸まるわかりガイドブック 町民の皆さんへ

私たちのまち『厚岸町』は、北海道の東部にあり、釧路市と根室市のほぼ中間に位置しています。東は浜中町、西は釧路町と接しており、南には広大な太平洋が広がっています。海と陸に広がる豊かな自然に囲まれ、江戸時代から東北海道の拠点として発展してきた歴史を持つまちです。

私は、平成13年に厚岸町長に就任し、令和3年7月、6期目のスタートを切りました。

『厚岸をもっと元気なまちへ』そして『誰もが住みよい、住みたくなる、来たくなる』まちを目指すとともに、第6期厚岸町総合計画の「めざすまちの姿」である『みんなの“あっけし”新時代の創造に向かって』町民の皆さんや地域・団体などと共に一生懸命取り組み、町民の皆さんが抱くそれぞれの夢の実現に向け、町政の舵取り役としての使命と責任を果たしていく決意です。

皆さんが愛する郷土厚岸が今後も発展を続けていくため、町政に対するご意見、ご提案などもいただけると幸いです。



厚岸 まるわかり ガイドブック index

厚岸町のこと

- 4 厚岸町のこと
- 5 厚岸町の観光スポット
- 6 厚岸霧多布昆布森国定公園
- 7 厚岸町のイベント

税金

- 13 税金の種類・納期
- 14 税関係の証明書
- 14 税のしくみ・納付の方法

保健と福祉

- 23 健康な暮らしのために
- 24 高齢者(65歳以上の人)のために
- 25 厚岸町の各制度
- 25 生活にお困りの人へ
- 26 心身に障がいがある人のために

届け出・証明

- 8 庁舎案内
- 9 住民基本台帳(住民票)・戸籍
・印鑑登録・パスポート
- 11 マイナンバーカード(個人番号カード)
- 12 各証明書の発行

保険と年金

- 15 国民健康保険(国保)
- 17 後期高齢者医療制度
- 19 国民年金
- 21 介護保険
- 22 医療費助成

子育て・教育

- 28 父母・お子さんの制度
- 33 子育て関連施設
- 34 妊娠を希望する人への制度

育児

- 相談 … 30
- 予防接種 … 31
- 健診 … 30
- 子ども医療費助成 … 29
- 保育所・幼稚園 … 33
- 子育て支援センター … 34

成人

- 国民健康保険 … 15
- 国民年金 … 19

妊娠・誕生

- 出生届 … 9
- 国民健康保険 … 15
- 母子健康手帳 … 28
- 妊婦健康診査 … 28
- 出産したら … 29
- 相談 … 30

教育

- 児童館・児童クラブ … 34
- 小学校・中学校・高等学校 … 34
- 児童のための手当 … 32
- 就学援助制度 … 32





暮らしイキイキ、
あなたと町の広報誌

毎月1日（1日が土日・祝日の場合は前開庁日）に各自治会等に配布しています。
【広報あっけし→43頁】

住まいと生活

- 35 水道・下水道
- 37 ごみ・リサイクル・環境
- 40 住宅
- 41 結婚支援
- 41 交通
- 43 相談・自治会
- 43 斎場(火葬場)・霊園
- 44 動物

議会・選挙

- 46 議会
- 46 選挙

公共施設一覧 … 53

防災ガイド

- 56 防災行政無線(戸別受信機)・IP告知情報端末・防災アプリ
- 57 災害時のお知らせ・伝言ダイヤル
- 58 いざというときの備え
- 59 津波避難場所一覧

仕事・産業

- 45 仕事
- 45 産業・まちおこし

医療機関 … 51

各種相談 … 52

町内地図 … 60

結婚・離婚

- 婚姻届・離婚届 … 9
- 戸籍 … 9
- 結婚支援制度 … 41

引っ越し

- 住所が変わるときの届け出 … 9
- 国民健康保険の届け出 … 15
- 後期高齢者医療制度(道外への転出) … 17
- 水道 … 35

生活

- 税金 … 13
- 各種検診 … 23
- ごみ … 37
- 水道・下水道 … 35
- 生涯学習 … 47
- 図書館 … 47
- スポーツ施設 … 49
- 自転車の交通事故防止 … 42

老後

- 後期高齢者医療制度 … 17
- 国民年金 … 19
- 介護保険 … 21
- 高齢者(65歳以上の人)のために … 24
- 自動車運転免許証の自主返納を支援します … 42



厚岸町のこ

いつでも
どこでも

厚岸町の SNS

Twitter

@akkeshichou



Facebook

@akkeshi



instagram

@akkeshi_no_kurashi



Youtube

Akkeshi Hokkaido



町章

厚岸の頭文字『ア』を図案化し、全体をまとめる丸は全町民の融和と協調への願いを、大空へと向かう鋭角な三角形は将来への躍進の意味を示しています。重なる3個の丸は、それぞれ農林・水産・商工の発展を意味し、また、郷土愛の象徴として厚岸湾の形を表現しています。



数字で見る厚岸町

人口 8,808 人

世帯数 4,251 世帯

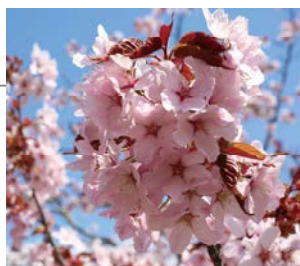
総面積 739.27 平方キロメートル

※令和3年12月31日現在

町の木・花・鳥

エゾヤマザクラ

寒さに強く寿命が長いエゾヤマザクラ（オオヤマサクラ）は、5月上旬から淡紅色の花を咲かせます。



ヒオウギアヤメ

花の真ん中に白い部分があり高層湿原や湿った草地に生える多年草で、6月中旬から7月上旬が見頃です。



オオセグロカモメ

下のくちばしの先に赤い斑点があり、足は濃いピンク色、背の黒灰色が濃いのが特徴です。



町の公式 キャラクター

うみえもん



趣味

食べ歩き。日記を書くこと。

仕事

厚岸町をPRし、元気にすること。

好きな食べ物

何でも好き。でも一番は厚岸の力キ。

姉妹都市と 友好都市

厚岸町は、昭和57年にオーストラリア連邦タスマニア州クラレンス市と姉妹都市の提携を、平成3年に山形県村山市と友好都市を提携しています。

【姉妹都市】

オーストラリア連邦
タスマニア州クラレンス市

【友好都市】

山形県村山市

町民憲章

厚岸は先住民族の遺跡が物語る道東文化発祥の歴史を誇る郷土であります。私達は、美しい海岸線と緑の山野に恵まれた大自然に調和のとれた近代文化を創造し、発展させるために、この憲章を合いことばにたゆまず努力することを誓います。

- ・健康でよく働き協力して楽しい家庭をつくりましょう。
- ・教養を高め心を豊かにして、あたたかい社会をつくりましょう。
- ・きまりを守り他人の立場を考えて、住みよい町にいたしましょう。
- ・海をきれいにし、緑を育てて美しい町をつくりましょう。
- ・子どもたちの夢を育て、幸せな未来が約束できるようにしましょう。

厚岸町の観光スポット

げんせいけえん がはら
原生花園あやめヶ原



6月中旬から7月上旬にかけて約30万株のヒオウギアヤメが咲き誇ります。

昆布漁の時期になると。漁船が一斉に昆布漁へと向かう光景が見られます。



こじま だいこくじま
小島・大黒島

あいかつぶみさき
愛冠岬



岬の突端には『愛の鐘ベルアーチ』があり、鳴らすと愛が叶うと言われています。

しせき こくたいじあと
史跡 国泰寺跡



江戸時代後期、徳川幕府により蝦夷地の教化等を目的に建立された『蝦夷三官寺』の一つです。

国内でも数少ないほぼ原生的な状態の湿原で、カヌーで川下りが楽しめます。



べかんべうし
別寒辺牛湿原

ねのひ
子野日公園



道東でも有数の桜の名所。桜見本園には北海道では珍しい桜『フゲンゾウ』があります。

とまた
苫多海岸



知る人の少ない名所。苫多海岸に行く途中の道のりも魅力の一つです。

厚岸の味覚を味わえる道の駅。特産品など、おみやげも充実しています。



厚岸味覚ターミナル・コンキリエ
(道の駅厚岸グルメパーク)

ぼうようだい
あっけし望洋台



厚岸湾口の尻羽岬や大黒島、愛冠岬のほか、厚岸大橋や市街の全景が眺望できます。

夜にライトアップされる厚岸大橋は、幻想的な雰囲気、町のシンボルとして親しまれています。



厚岸大橋

令和4年9月で
開通50周年



厚岸大橋は長さ456.5メートルあり、昭和47(1972)年9月に北海道で最初の海上橋として開通し、令和4年9月で50周年になります。



Akkeshi-Kiritappu-Konbumori Quasi-National Park

Interaction between the Earth and the Sea on Wetlands and Cliffs.
-Life-Filled Wetlands and the Sea-

あつけしきりたっぷこんぶもり

厚岸霧多布昆布森国定公園は、北海道東部の太平洋側に位置し、国内で58カ所目、道内では6カ所目の国定公園です。釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町の4町にまたがるその総面積は、41,487ヘクタール(うち陸域32,566ヘクタール)にもおよびます。

海岸線の後退と砂の堆積で形成された『霧多布湿原』、河岸に水をため続けることによって形成された『別寒辺牛湿原』といった形成過程が異なる2つの湿原が、ほぼ原始的な状態で残され、また、海が後退した後も水をたたえたまま残る、『厚岸湖』『火散布沼』などの海跡湖のほか、昆布森から尻羽岬、愛冠岬から琵琶瀬に至る海岸線の海食崖、さらには『大黒島』『嶮暮帰島』の島々など、変化に富んだ景観が広がっています。

●厚岸町の主な指定区域／愛冠岬、原生花園あやめヶ原、別寒辺牛湿原、厚岸湖、小島・大黒島など



国定公園指定区域は 4つの町からなります



釧路町

●広さ
約254.15km²

●主な産業
農林・水産



厚岸町

●広さ
約739.27km²

●主な産業
水産・酪農



浜中町

●広さ
約423.60km²

●主な産業
水産・酪農



標茶町

●広さ
約1,099.00km²

●主な産業
酪農

厚岸町のイベント

あっけし桜・牡蠣まつり



厚岸町民文化祭



厚岸町民の森植樹祭



あっけしあやめまつり

主なイベントカレンダー

5月	あっけし桜・牡蠣まつり
6月	あっけしあやめまつり 厚岸町民の森植樹祭
7月	厚岸港まつり・町民花火大会・厚岸夏まつり 本の森フェスティバル
9月	厚岸町いきいきふれあい食と健康まつり
10月	あっけし牡蠣まつり
11月	厚岸町民文化祭 厚岸町障害者(児)ふれあいフェスティバル『こう福祉21』 村山秋の味覚市

厚岸港まつり
町民花火大会
厚岸夏まつり



あっけし牡蠣まつり

まちおこし補助

地域の活性化や振興を
目的とした事業を支援します
【詳しくは45頁】



届け出・証明

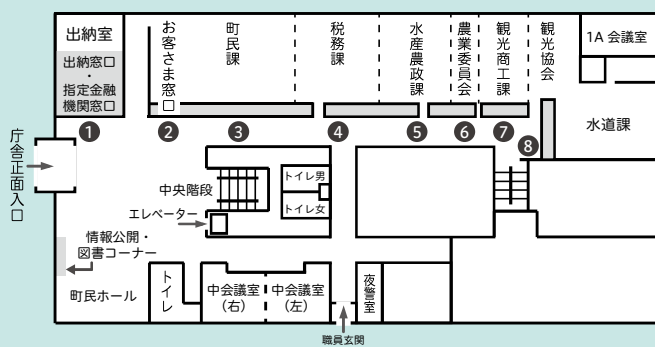
庁舎案内

届出場所

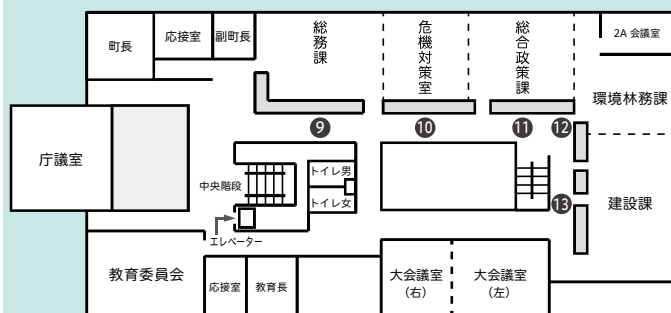
▶ 厚岸町役場

- 所在地／〒088-1192 厚岸町真栄3丁目1番地
- 電話／0153-52-3131
- ファクス／0153-52-3138
- 開庁時間／月曜日～金曜日、8時30分～17時15分
(祝日および12月31日～翌年1月5日を除く)

【厚岸町役場 庁舎1階】



【厚岸町役場 庁舎2階】



- 役場庁舎3階／議場、議会事務局、監査委員事務局

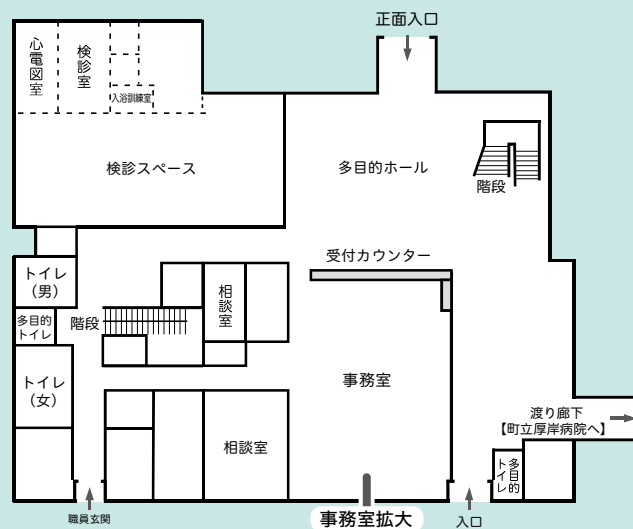
▶ 湖南地区出張所

- 所在地／〒088-1115 厚岸町梅香2丁目1番地
厚岸町社会福祉センター内
- 電話／0153-52-2175
- ファクス／0153-52-0066
- 開庁時間／月曜日～金曜日、8時30分～17時15分
(祝日および12月31日～翌年1月5日を除く)

▶ 保健福祉総合センター(あみか21)

- 所在地／〒088-1119 厚岸町住の江1丁目2番地
- 電話／0153-53-3333
- ファクス／0153-53-3077
- 開庁時間／月曜日～金曜日、8時30分～17時15分
(祝日および12月31日～翌年1月5日を除く)

【保健福祉総合センター(あみか21)】



- 保健福祉総合センター2階／厚岸町子ども発達支援センター、厚岸地域訪問看護ステーション、健康増進室、調理実習室

※上尾幌駐在所は令和4年3月31日をもって廃止となりました。

なお、令和4年4月1日からは、住民票や戸籍等の申請・交付事務を上尾幌郵便局へ委託します。今まで行ってきた町税およびその他保険料などの納付については、上尾幌郵便局で納付ができます。

■ 住民基本台帳(住民票)・戸籍・印鑑登録・パスポート

住所が変わるときの届け出

町民課窓口サービス係 ☎0153-52-3131

こんなとき	届け出の種類	届ける人	いつまでに	必要なもの
他の市区町村から引っ越してきたとき	転入届	本人または同世帯の人	引っ越してきた日から14日以内	● 転入前の市区町村が発行した転出証明書 ● 印鑑 ● 母子健康手帳(就学前のお子さんのいる人) ● 在学証明書(小・中学校へ通学する子どもがいる場合) ● 重度・ひとり親・子どもなど福祉医療受給者証(受けていた人) ● マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード
町外へ引っ越すとき	転出届	本人または同世帯の人	引っ越しする日まで	● 印鑑 ● 国民健康保険証(加入している人) ● 印鑑登録証(登録している人) ● 重度・ひとり親・子どもなど福祉医療受給者証(受けている人) ● 通帳(保険料や手数料など還付※がある人) ● マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード
町内で住所を移したとき	転居届	本人または同世帯の人	引っ越した日から14日以内	● 印鑑 ● 国民健康保険証(加入している人) ● 在学証明書(小・中学校通学区域が変わる場合) ● 重度・ひとり親・子どもなど福祉医療受給者証(受けている人) ● マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード

届け出・証明

※還付(支払いすぎた分を受け取ること)

戸籍(出生・婚姻・離婚・転籍・死亡)

町民課窓口サービス係 ☎0153-52-3131

届け出の種類	いつまでに	届出地	届出人	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父母の本籍地・届出人の所在地・出生地のいずれかの市区町村窓口	父、母、同居者、出産に立ち会った医師、助産師、その他立会人の順	届書、出生証明書(届書についているので医師や助産師に証明してもらう)、母子健康手帳
婚姻届	届出期間の定めはありません(届け出した日から法律上の効力が発生します)	夫または妻の本籍地・夫または妻の所在地のいずれかの市区町村窓口	夫妻	届書、夫妻の戸籍謄本(届出地以外に本籍を置いている人のみ)、同意書(届出人が未成年の場合)
離婚届				届書、夫妻の戸籍謄本(届出地以外に本籍を置いているときのみ) 【注意事項】夫婦間の未成年の子については、親権者を定めること
転籍届		転籍前の本籍地・届出人の所在地・転籍先の本籍地のいずれかの市区町村窓口	戸籍筆頭者とその配偶者	届書、従前戸籍謄本

届け出の種類	いつまでに	届出地	届出人	必要なもの
死亡届	死亡した日 または死亡の事実を知った日から 7日以内	死亡者の本籍地・届出人の所在地・死亡地のいずれかの市区町村窓口	同居親族、同居していない親族、同居者、家主、地主家屋管理人、土地管理人の順	届書、死亡診断書または死体検案書（届書についているので、医師に記入してもらう）
死体(埋)火葬許可申請	死亡の届け出をするとき		火葬または埋葬を行うおをする人	死亡届(死亡届と同時に申請)、印鑑(届出人)

▶ 夜間の死亡届、火葬許可申請の取り扱い

火葬許可証・火葬場使用許可書の交付が日中（8時30分から17時15分まで）に限られますので、夜間に役場夜間窓口で死亡の届け出をされた場合は、再度、日中に担当係の窓口へお越しいただく必要があります。
【厚岸町斎場(火葬場)→43番】

※お寺の住職等や、葬儀社・自治会等の世話役の人と相談をし、死亡診断書を確認しながら役場夜間窓口へ電話し、火葬場の予約をしてください。
※火葬場の予約は、電話での予約、窓口での届け出を問わず受付順となります。

夜間に電話で厚岸町斎場(火葬場)の予約をして、日中に死亡の届け出をする場合

●夜間の対応

- (1)【お客様】お寺の住職等や、葬儀社・自治会等の世話役の人と相談をし、死亡診断書を確認しながら役場夜間窓口へ電話し、火葬場の予約をします。
- (2)【警備員】お客様からの電話を受け、火葬場の予約内容の聞き取りをします。
- (3)【警備員】使用日時を確認し、火葬場の予約をします。
- (4)【警備員】確認のため、折り返しお客様に電話をし、予約したことを伝えます。

●日中の対応

- (5)【お客様】担当係の窓口で死亡の届け出をし、火葬許可証・火葬場使用許可書の交付を受けます。

夜間に死亡の届け出をする場合

●夜間の対応

- (1)【お客様】役場夜間窓口で死亡の届け出をします。
- (2)【警備員】死亡の届け出を受け付け、火葬場の予約内容の聞き取りをします。
- (3)【警備員】火葬場の使用日時を確認し、火葬場の予約をし、その場でお客様に予約したことを伝えます。

●日中の対応

- (4)【お客様】再度、担当係の窓口へ行き、火葬許可証・火葬場使用許可書の交付を受けます。

日中(8時30分から17時15分まで)の取り扱い

死亡の届け出の際、その場で火葬許可証・火葬場使用許可書の交付を受けることができます。

日中も、電話で火葬場使用の予約をすることができます。

印鑑登録

町民課窓口サービス係 ☎0153-52-3131

印鑑は、不動産の登記、自動車登録、金銭の貸借など私たちの日常生活に広く使われています。『実印』として使用するためには、登録が必要です。詳しくは、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



パスポート(一般旅券)の申請・受け取りを行っています。対象となる人は、日本国籍を有し、厚岸町に住民登録のある人です。

- 窓口開設日／月曜日～金曜日（祝日および12月31日～翌年1月5日を除く）
- 申請時間／9時～16時30分
- 交付時間／9時～17時
- 必要なもの／詳しくは、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカード(個人番号カード)

町民課窓口サービス係 ☎0153-52-3131

マイナンバー(個人番号)は、日本に住民票を有する全ての人(外国人も含む)がもつ12桁の番号です。

マイナンバーカード(個人番号カード)は、申請により交付されるプラスチック製のICチップ付きカードで、表面には顔写真と氏名・住所・生年月日・性別が記載されているため、本人確認のための本人確認書類として利用することができます。裏面にはマイナンバーが記載されているため、マイナンバーが必要な手続きを行う際の番号確認に利用できます。

また、ICチップに搭載された電子証明書をを用いて、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめとした各種電子申請を行うことができます。

マイナンバー制度が始まる際(平成27年10月)に郵送された通知カード(氏名・住所・生年月日・性別の情報とマイナンバーが記載された紙製のカード)は、令和2年5月25日に廃止され、新たにマイナンバーが付番される場合は、個人番号通知書が簡易書留で郵送されます。

マイナンバーカードについては、担当係へお問い合わせいただくか、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)をご利用ください。

自分のマイナンバーを確認する方法

- マイナンバーカードで確認する(カードの交付を受けている場合)
- マイナンバー通知カードまたは個人番号通知書で確認する
- マイナンバー入りの住民票の写し等を取得して確認する

マイナンバーカードの申請方法

- スマートフォンによる申請～スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請
 - パソコンによる申請～デジタルカメラで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請
 - 郵送による申請～マイナンバーカードの交付申請書に顔写真を貼り、送付用封筒に入れて郵送
- ※マイナンバーカードの交付は無料ですが、再発行する際は手数料がかかります。
(カードのみは800円、電子証明書をつける場合はプラス200円)

マイナンバーカードの受け取り方法

個人番号カード交付通知書(はがき)を発送しますので、通知書に記載された交付場所(原則としてお住まいの市区町村)に必要な書類を持参し来庁してください。交付の際に暗証番号(パスワード)を入力します。

なお、受け取りは、原則として本人が窓口に出向き、本人確認を行ったうえで交付します。



【おもて面】



【うら面】

■ 各証明書の発行

戸籍・住民票・税関係証明書の手数料は、令和4年4月下旬から、スマートフォンアプリ(PayPay・LINE Pay)でもお支払いすることができます。詳しくはお問い合わせください。

戸籍・住民票関係

町民課窓口サービス係 ☎0153-52-3131

証明書の種類	手数料	証明内容
戸籍全部事項証明書	1通 450円	戸籍に記録されている事項の全てを証明したもの
戸籍個人事項証明書	1通 450円	戸籍中の個人について、記録されている事項の全てを証明したもの
除籍謄本・抄本	1通 750円	戸籍に記載されている人が全員除籍された戸籍で、全員または必要とする人だけを証明したもの
改製原戸籍謄本・抄本	1通 750円	戸籍法の改正以前の戸籍で、全員または必要とする人だけを証明したもの
戸籍の附票の写し	1通 300円	戸籍に記載されている人の、その戸籍が作られてから現在または除籍されるまでの住所の履歴の証明
住民票の写し	1通 300円	住民票原本に記載されている事項を写したもの
住民票の閲覧	1件 300円	住民基本台帳の一部(氏名および通称・住所・性別・生年月日)の写しをリスト化した台帳の閲覧
身分証明書	1通 300円	法律行為を行う能力や財産を管理する能力があること、また経済上の信用状況を証明するもの
印鑑登録証明書	1通 300円	厚岸町の印鑑原票に登録してある印影を証明するもの
印鑑登録証再交付	1通 500円	印鑑原票に登録してある実印を紛失したときや変更(改印)するとき印鑑登録証を紛失したとき

税関係

税務課課税係・資産税係・収納係 ☎0153-52-3131

証明書の種類	手数料	証明内容
所得証明書	1通 300円	所得金額の証明
児童手当用所得証明書	1通 300円	所得金額・所得控除額・町道民税額の証明
課税・非課税証明書	1通 300円	町道民税額の証明、町道民税額が非課税である旨の証明
所得・課税証明書	1通 300円	所得金額・所得控除額、町道民税額の証明
営業証明書	1通 500円	法人事業所の所在地・名称が法人台帳に記載されている旨の証明
納税証明書	1通 300円	納められた税額の証明
納税証明書(軽自動車車検用)	無料	納められた軽自動車税額の証明
評価証明書	1筆または1棟につき 400円	固定資産評価額の証明
台帳記載事項証明書	1筆または1棟につき 400円	課税台帳に登録されている事項の証明
公課証明書	1筆または1棟につき 400円	その年の1月1日現在の土地・家屋等の課税標準額・課税額等の証明
住宅用家屋証明書	1棟 400円	登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明
路線価図の謄写	1通 B4版未満 500円 B4版以上 700円	路線価図の謄写(複写)

税金

税金の種類・納期

税務課課税係・資産税係・収納係 ☎0153-52-3131

税金の種類		納税義務者
町道民税	厚岸町の税金である町民税と北海道の税金である道民税からなり、前年中の所得を基準として課税される税金	1月1日現在、厚岸町に住所がある人で、前年中に一定額以上の所得があった人や厚岸町に事務所などを有する法人
固定資産税	町内に所在する固定資産(土地・家屋・償却資産)に対してかかる税金	1月1日現在、厚岸町に所在する土地・家屋・償却資産を所有する人(法人および個人)
都市計画税	都市計画事業や土地区画整理事業の費用にあてるため、都市計画区域内に所在する土地、家屋に対してかかる税金で、固定資産税を併せて納めます	1月1日現在、厚岸町の都市計画区域内に所在する土地・家屋・償却資産を所有する人(法人および個人)
軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車に対して課税される税金	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、2輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業を含む)を所有する人(法人および個人)
国民健康保険税	国民健康保険に加入している人に前年中(1月～12月)の所得を基準として課税される税金	国民健康保険に加入している人が属する世帯主

税金

税金の種類		納期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町道民税(個人)	普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期			
	特別徴収	給与：6月～翌年5月											
		年金：4月～翌年2月											
固定資産税・都市計画税	普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期			
軽自動車税	普通徴収	全期											
国民健康保険税	普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
	特別徴収	公的年金からの特別徴収：年金支給月											

▶ 税金に関する手続き一覧

- ①町道民税申告(1月下旬～3月15日まで)
- ②所得税還付申告(1月下旬～3月15日まで)
- ③所得税確定申告(2月16日～3月15日まで)
- ④固定資産税の償却資産申告(1月6日～1月31日)

▶ 税金についてのお問い合わせ

- 国税／釧路税務署 ☎0154-31-5100
- 道税／北海道釧路総合振興局 ☎0154-43-9100

▶ 軽自動車税に関する手続き一覧

- 軽自動車税申告
軽自動車税の所有者が厚岸町から転出する場合、亡くなった場合、対象車両を他人に譲った場合、廃車した場合などは、異動手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。
- 軽自動車税減免申請
障害者手帳を有するなどの要件を満たす場合、納期の7日前までに申請すると、軽自動車税が減免となります。

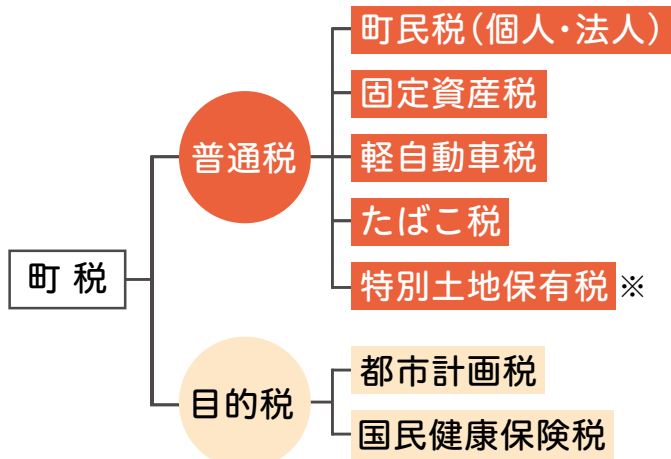
【税に関する証明・手数料について→12頁】

税のしくみ・納付の方法

税務課課税係・資産税係・収納係 ☎0153-52-3131

▶ 町税のしくみ

町税は、使い道が限定されていない『普通税』と使い道が定められている『目的税』に分かれます。



※平成15年度からは、新たな土地保有税の課税を停止しています。



期限内に納付できないときは

生活困窮^{こんきゆう}などにより納付が困難なときは、納税の猶予^{ゆうよ}や減免を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。滞納^{たいのう}したままですと、財産の差し押さえなどの滞納処分を受ける場合もありますのでご注意ください。

▶ 納付の方法

1 役場・湖南地区出張所で納付

【各所在地→8頁】

2 金融機関で納付

窓口で納付
口座振替で納付

3 コンビニエンスストアで納付

町税などが全国のコンビニエンスストアで納付できます。コンビニエンスストアの営業時間であれば、土曜日・日曜日・祝日・夜間を問わず納めることができます。

※1枚あたりの金額が30万円を超えているものは取り扱いません。

4 スマートフォンアプリによる納付 (スマホアプリ決済)

令和4年4月分から、スマートフォンのアプリを利用してお支払いができます。納入通知書に印字されたバーコードを読み取るだけで、24時間いつでもどこでも簡単にお支払いができます。

●対象アプリ／PayPay^{ペイペイ}、LINE Pay^{ラインペイ}、楽天銀行アプリ^{ペイペイ}、PayB^{ペイビー}、au PAY^{エーユーペイ}

※領収証や軽自動車税種別割の納税証明書(車検用・継続検査用)は発行されませんので、領収証等が必要な場合は、取扱金融機関、またはコンビニエンスストアでお支払いください。

※お手元には領収印のない納付書が残りますので、二重納付にはお気を付けください。

納付は口座振替がおすすめです

口座振替にすると、納期ごとに納めに行く手間がはぶけます。納め忘れることもなく安心です。

●手続きできる場所

▷取扱金融機関、(株)ゆうちょ銀行

▷税務課収納係

●必要なもの／通帳、通帳届出印、納付書

保険と年金

国民健康保険(国保)

▶ 国民健康保険とは

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、保険税を出し合い助け合う大切な保障の制度です。

▶ 被保険者証(保険証)について

有効期限までに、新しい保険証を郵送します。有効期限は翌年7月末までとなりますが、次の人は通常より短い期限の保険証が交付されます。

- 翌年7月末までに70歳になる人
- 翌年7月末までに75歳になる人
- 国民健康保険税に未納がある人

▶ 厚岸町に住んでいる人は、次の人を除き、全ての人が加入します

- 勤務先の健康保険（協会けんぽ、船員保険、共済組合など）に加入している人やその扶養家族
- 後期高齢者医療制度に加入している人
- 生活保護を受けている人
- 外国人で在留期間が3カ月以下の人や、医療を受けることを目的に滞在する人、またはその人を世話する人
 - ※ 3カ月以下であっても、在留資格が『興行』『技能実習』『家族滞在』『特定活動』で、3カ月を超えて滞在することが認められている文書等を持っている人は、国民健康保険に加入することができます。

国民健康保険の届け出

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131

	届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
国民健康保険に入るとき	町内に転入してきたとき	※
	子供が生まれたとき	※
	会社などの健康保険をやめたとき	会社などの健康保険をやめた証明書(喪失証明書)、※
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、※
国民健康保険をやめるとき	町外へ転出するとき	国民健康保険被保険者証、※
	被保険者が死亡したとき	国民健康保険被保険者証、※
	会社などの健康保険に入ったとき	会社などの健康保険証（対象者全員分。未交付の場合は加入を証明するもの）、国民健康保険被保険者証、※
	生活保護を受けることになったとき	生活保護開始決定通知書、国民健康保険被保険者証、※
	町外に住んでいる学生が学生でなくなったとき	卒業証明書(退学の場合は、退学証明(許可)証)、国民健康保険被保険者証、※
次のような場合にも届け出が必要です	保険証をなくしたり、汚したとき(再発行)	印鑑、※
	住所や氏名、世帯主、続柄が変わったとき(被保険者証の変更)	印鑑、国民健康保険被保険者証、※
	就学のため町外に転出したとき	就学生証の写しまたは在学証明書、※ (学生でなくなったとき(卒業を含む)は、厚岸町の国民健康保険をやめる手続きが必要です。)

※上記の全ての届け出について、手続きに来る人の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）、世帯主と対象者それぞれのマイナンバー（個人番号）がわかるものが必要です。

国民健康保険で受けられる給付

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131

	届け出が必要なとき
療養の給付	医療機関に病気やけがでかかったとき、被保険者証(保険証)を掲示すると、次の一部負担割合で治療を受けることができます。 ●義務教育就学前／2割負担 ●義務教育就学後、70歳未満まで／3割負担 ●70歳以上で現役並み所得者でない人／2割負担 ●70歳以上で現役並み所得者／3割負担
療養費	下記の理由で、医療費をいったん全額支払ったときは、申請をすると、自己負担割合の額を除いた金額が療養費として支給されます。療養費の内容によって必要な書類がありますので、お問い合わせください。 ●被保険者証(保険証)を持たず、10割で支払ったとき ●医師が必要と認めた治療用装具(コルセット、治療用眼鏡、弾性着衣など)を購入したとき ●はり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき
高額療養費	1カ月(月の1日から末日まで)の医療費の自己負担額が限度額を超えたときは、申請をするとその超えた額が高額療養費として支給されます。 なお、あらかじめ『限度額適用認定証』・『限度額適用・標準負担額減額認定証』を提示すると、医療機関の窓口での支払いは、自己負担の限度額となります。
出産育児一時金	被保険者が出産したときは、420,000円を支給します。 ただし、産科医療補償制度未加入の医療機関で出産した場合、在胎週数22週未満で出産した場合は、408,000円となります。 なお、医療機関への直接支払制度を利用したときは、医療機関へ出産育児一時金が支払われます。医療機関に支払われる額が出産育児一時金の支給額に満たなかった場合は、申請により差額を支給します。
葬祭費	被保険者が死亡したときは、申請をすると葬祭を行った人に3万円を支給します。

保険と年金

医療費が高額になるときは

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131

▶『限度額適用認定証』・『限度額適用・標準負担額減額認定証』

あらかじめ、担当係に申請し、『限度額適用認定証』(町道民税非課税世帯の場合は『限度額適用・標準負担額減額認定証』)の交付を受けて医療機関に提示すると、1医療機関ごとの窓口負担額が自己負担限度額までとなります。また、町道民税非課税世帯の人は、入院時の食事代の負担も減額されます。

国民健康保険税

税務課課税係・収納係 ☎0153-52-3131

国民健康保険税は、世帯の所得に応じて課される所得割、世帯の加入者数に応じて課される均等割、1世帯あたりに課される平等割の合算額が年税額となり、世帯主に課税されます。

【国民健康保険税の種類・納期・納付方法→13・14頁】

特定健康診査を受けましょう

保健福祉課健康推進係 ☎0153-52-3131

厚岸町国民健康保険の被保険者で40歳以上の人は特定健康診査(特定健診)の対象となります。生活習慣病を予防し、健康な生活を維持するために、毎年必ず受診しましょう。

【特定健康診査の詳細→23頁】

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度とは

75歳以上の人(一定の障がいがある人は65歳以上)が加入する医療制度です。

制度の運営は北海道後期高齢者医療広域連合が行いますが、各種申請(療養費、高額療養費、葬祭費、保険証の再交付等)や届け出などの受付業務は厚岸町が行います。

●北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館内

☎011-290-5601 ファクス011-210-5022

対象者

75歳以上の全ての人が後期高齢者医療制度に加入します。(生活保護を受けている人は除きます)

75歳の誕生日から加入し、加入手続きは必要ありません。一定の障がいがある65歳以上の人で加入を希望する人は、申請により加入することができます。

被保険者証(保険証)について

75歳以上の方は75歳の誕生日までに原則郵便で交付します。65歳以上の一定の障がいがある方は、申請し広域連合の認定を受けた後に交付します。

有効期限は翌年7月末までとなり、有効期限までに新しい保険証を郵送します。

後期高齢者医療制度の届け出

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131

	届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
後期高齢者医療制度に入るとき	一定の障がいのある65～74歳の方が制度に加入するとき	障がいを証明するもの、預金通帳、特定疾病受領証(現在持っている人)、※
	道外から転入するとき	負担区分等証明書、※
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、※
後期高齢者医療制度をやめるとき	一定の障がいのある65～74歳の方が制度から脱退するとき	後期高齢者医療被保険者証、※
	道外へ転出するとき	後期高齢者医療被保険者証、※
	生活保護を受けることになったとき	生活保護開始決定通知書、後期高齢者医療被保険者証、※
次のような場合にも届け出が必要です	保険証をなくしたり、汚したとき(再発行)	※

※上記の全ての届け出について、手続きに来る人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)、世帯主と対象者それぞれのマイナンバー(個人番号)がわかるものが必要です。

後期高齢者医療保険料

税務課課税係・収納係 ☎0153-52-3131

保険料は、『年金からの天引き』、『納付書での納付』、『スマホアプリ決済』、『口座振替』により納めます。

●年金からの天引き/手続きは不要です。年金の支払い月(偶数月)に保険料が天引きされます。

●納付書での納付/年金からの天引きができないときは、納付書が送られますので、納期限までに納めてください。【納付の方法→14頁】

●口座振替/担当係、取扱金融機関で申し込みが必要です。納期限ごとに口座から引き落としになります。
※年金から保険料が天引きされている人は、申し出により、納付方法を『口座振替』に変更することができます。

	届け出が必要なとき
療養の給付	医療機関に病気やけがでかかったとき、被保険者証(保険証)を提示すると、1割負担で治療を受けることができます。(令和4年10月1日から、一定以上の所得がある人は2割負担となります。) ただし、町道民税の課税所得が145万円以上ある後期高齢者医療制度の被保険者と同一世帯の被保険者は、3割負担となります。
療養費	下記の理由で、医療費をいったん全額支払ったときは、申請をすると、自己負担割合の額を除いた金額が療養費として支給されます。療養費の内容によって必要な書類がありますので、お問い合わせください。 ●被保険者証(保険証)を持たず、10割で支払ったとき ●医師が必要と認めた治療用装具(コルセット、治療用眼鏡、弾性着衣など)を購入したとき ●はり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき
高額療養費	1カ月(月の1日から末日まで)の医療費の自己負担額が限度額を超えたときは、申請をするとその超えた額が高額療養費として支給されます。 申請は初回のみ必要で、申請後に発生した高額療養費は申請した口座に自動的に振り込まれます。 なお、あらかじめ『限度額適用認定証』・『限度額適用・標準負担額減額認定証』を提示すると、医療機関の窓口での支払いは、自己負担の限度額となります。
高額介護合算療養費	同じ世帯の被保険者が1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。 対象となる人には毎年3月頃に、後期高齢者医療広域連合より申請の案内が送付されます。
葬祭費	被保険者が死亡したときは、申請をすると葬祭を行った人に3万円を支給します。

医療費が高額になるときには

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131

▶ 『限度額適用認定証』・『限度額適用・標準負担額減額認定証』

あらかじめ、担当係に申請し、『限度額適用認定証』(町道民税非課税世帯の場合は『限度額適用・標準負担額減額認定証』)の交付を受けて医療機関に提示すると、1医療機関ごとの窓口負担額が自己負担限度額までとなります。また、町道民税非課税世帯の人は、入院時の食事代の負担も減額されます。

申請が必要な人は、所得区分が現役並み所得者の一部の被保険者(課税所得145万円以上690万円未満の被保険者およびその人と同じ世帯にいる被保険者)、町道民税非課税世帯の被保険者です。それ以外の人は被保険者証を医療機関に提示するだけで自己負担限度額が適用されます。

また、『限度額適用認定証』と『限度額適用・標準負担額減額認定証』の有効期限は被保険者証と同じく7月31日までとなります。8月以降も引き続き交付対象となる場合は、更新手続きは不要で、被保険者証と同様に郵送します。

国民年金

国民年金とは

国民年金制度は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、老後の暮らしをはじめ、事故などで障がいを負ったときや、一家の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合うという考え方で作られた制度です。

加入の種類と納付方法

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131 釧路年金事務所 ☎0154-22-5810

20歳になった人には、日本年金機構から国民年金(第1号被保険者)となったことをお知らせします。
(厚生年金保険に加入している人を除く)

	加入者	保険料の納付方法
第1号被保険者	20歳以上60歳未満で、自営業者・農林漁業従事者・学生・無職の人、任意加入の人※	日本年金機構から送付される納付書で納めてください。
第2号被保険者	70歳未満で、厚生年金や共済組合に加入している人	厚生年金保険料の納付期間は、国民年金保険料の納付済み期間とみなされます。
第3号被保険者	20歳以上60歳未満で、日本国内に住所があり、第2号被保険者に扶養されている配偶者	保険料は、配偶者が加入している年金制度全体で負担されるため、自分で納める必要はありません。

保険と年金

※60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入をすることができます。加入条件などはお問い合わせください。

国民年金の届け出

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131 釧路年金事務所 ☎0154-22-5810

届け出が必要なとき	種別	届出先
会社をやめたとき (厚生年金に加入していた人に配偶者が扶養されていたときは、配偶者の届け出も必要)	2号→1号 (3号→1号)	担当係または年金事務所
厚生年金加入者の配偶者が扶養から外れたとき	3号→1号	担当係または年金事務所
厚生年金に加入したとき(本人)	1号→2号	勤務先
厚生年金に加入したとき(配偶者)	1号→3号	配偶者の勤務先
会社が変わったとき(本人)	2号→2号	勤務先
会社が変わったとき(配偶者)	3号→3号	配偶者の勤務先

※被保険者・国民年金受給権者の住所変更届と氏名変更届は、マイナンバーと基礎年金番号が紐付いている人については、届け出を原則省略することができます。



種類		給付内容
基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に初診日のある病気やけがで障がいが残ったときに受けられる年金 ※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が亡くなったときに、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金
独自給付 第1号被保険者に対する	付加年金	第1号被保険者(任意加入被保険者も含む)が付加保険料を納めると、老齢基礎年金に上乗せされて付加年金を受けられます。
	かふ 寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間が10年以上ある夫が、老齢基礎年金および障害基礎年金を受けることなく亡くなったとき、婚姻関係が10年以上ある妻が60歳から65歳までの間受けられる年金
	死亡一時金	国民年金保険料を3年以上納付した人が、老齢基礎年金および障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、その人と生計を同一にしていた遺族が遺族基礎年金を受けられないときに受けられる一時金 ※死亡一時金と寡婦年金の両方の要件に該当する場合はどちらか一方を選択します。
その他	脱退一時金	受給資格期間を満たす前に帰国した外国人で、国民年金保険料を納めた期間または厚生年金の加入期間が6カ月以上あり帰国後2年以内に請求をすると、脱退一時金を受けられます。
	年金生活者 支援給付金	公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者に対して支給されます。

保険と年金

国民年金を納めるのが困難なとき

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131
釧路年金事務所 ☎0154-22-5810

経済的理由または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料が免除または猶予^{ゆうよ}されます。
町民課保険医療係または釧路年金事務所で申請できます。

種類	免除・猶予内容
保険料免除	本人、世帯主、配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などで収入が少なく、保険料の納付が困難な場合、申請することによって保険料が全額免除または一部納付(免除)となる制度 【産前産後期間の保険料免除→29頁】
納付猶予	50歳未満の人で、本人・配偶者(世帯主の所得審査はありません)の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などで保険料の納付が困難な場合、申請することによって納付が猶予される制度
特例免除	保険料免除、納付猶予および学生納付特例申請をする年度または前年度において、退職(失業)の事実がある場合に、失業された人の所得を除外して審査を行い、保険料の納付を免除または猶予します。
学生納付特例	学生で保険料の納付が困難な場合、申請することによって保険料の納付が猶予される制度(在学中の保険料を社会人になってから納めることができます)
法定免除	国民年金や厚生年金、共済年金から障害年金(1級・2級)を受けているときや、生活保護法による生活扶助を受けているときなど、届け出により保険料の全額が免除されます。

介護保険

介護保険のしくみ

保健福祉課介護保険係 ☎0153-53-3333

介護保険は、介護が必要になった人が地域で安心して暮らしていくための制度です。厚岸町が運営し、40歳以上の全ての人が加入して保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用できます。

資格の種類（介護保険被保険者）

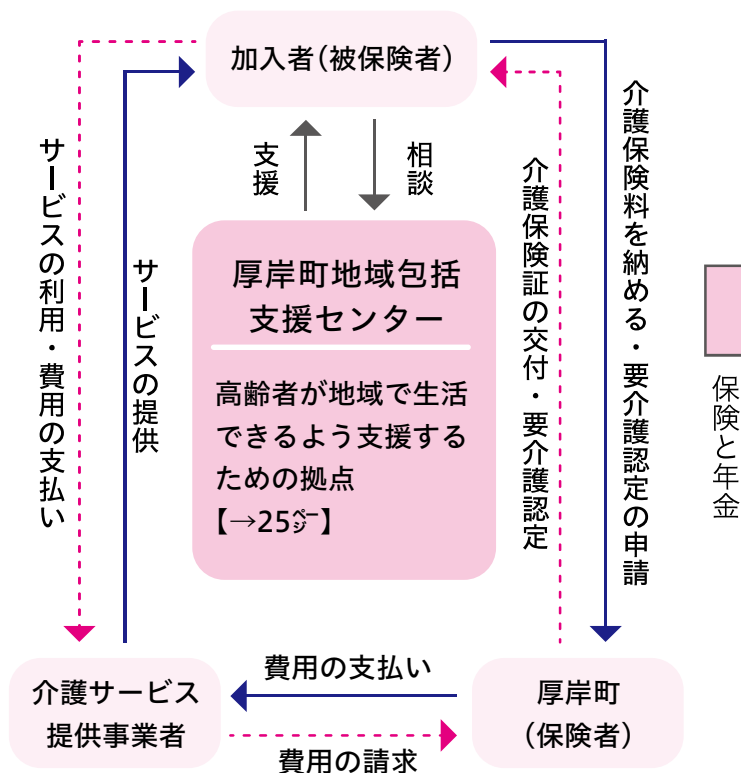
- 第1号被保険者／65歳以上の人を第1号被保険者といいます。病気やけがなど原因を問わず、介護や支援が必要なときは申請することができます。
- 第2号被保険者／40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者といいます。特定疾病が原因で、介護や支援が必要である人は申請することができます。

※交通事故など、特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は対象外となります。

介護保険被保険者証

要介護認定を申請するときや、サービスを受けるときに必要になります。なお、有効期限はありませんので、大切に保管してください。

- 65歳以上の人／65歳になる月の前月に交付
- 40～64歳の人／要介護認定を受けた人に交付



介護保険の手続き・サービスの利用

保健福祉課介護保険係 ☎0153-53-3333
厚岸町地域包括支援センター ☎0153-53-3333

申請から認定まで

町内に住んでいる65歳以上の全てのひとと、初老期認知症、脳血管疾患などの『特定疾病』により、介護が必要になった40歳から64歳までのひとが、介護を受けたいときに申請をします。審査の結果、要支援1・2、要介護1から5に判定されたひとが、介護保険サービスを受けることができます。

- ①要介護認定を受けようとする被保険者は、申請書に被保険者証を添え町に申請します。地域包括支援センター、居宅介護支援事業所または介護保険施設に代行してもらうことができます。
- ②町は、申請のあった被保険者宅を訪問し、心身の状況などについて調査します。同時に被保険者のかかりつけ医師の意見書が必要になります。
- ③その後、介護認定審査会による審査を行い、判定の結果を、申請後、原則30日以内にお知らせします。

介護保険負担割合証

要介護認定を受けた人、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。被保険者証とともに、サービスを利用するとき必要になります。

- 有効期限／8月1日～翌年7月31日



▶ 保険給付

介護保険の保険給付(サービス)には、要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付があります。サービス費用は、9割が介護保険から給付され、残りの1割が利用者の自己負担となります。ただし、一定所得以上の人のサービス費用は、自己負担額が2割または3割へ増額されます。

▶ 介護給付サービス

介護給付サービスには、施設サービスと在宅サービスがあります。

- 施設サービス／老人福祉施設、老人保健施設、療養型医療施設での介護サービス
- 在宅サービス／訪問介護、訪問入浴、訪問看護、ショートステイ、デイサービス、デイケア、福祉用具の貸与と購入、住宅改修費の支給など

▶ 介護サービス利用料の減額など

●高額介護サービス費の支給／月々の介護サービス費が利用者負担の上限を超えたときに、超えた分を払い戻される制度です。個人の所得や世帯状況に応じて利用者負担の上限額が設定されています。対象者には通知と申請書等を送付しています。

●介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減／同一世帯内で介護保険と後期高齢者医療制度などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた分が払い戻されます。

【後期高齢者医療制度『高額介護合算療養費』→18頁】

●特定入所者介護サービス費の補足給付／低所得者が介護保険施設や短期入所を利用される際の食費や居住費(滞在費)の負担を軽減するため、所得に応じて設定された負担限度額を超える費用について、特定入所者介護(介護予防)サービス費を支給するものです。要介護または要支援の認定者全員に対して、毎年7月頃に申請書を送付しています。

●社会福祉法人などによる利用者負担額減免／利用者負担額(サービスの1割負担分など)の一部を軽減することで、サービスの利用を促進することを目的に実施しています。要介護または要支援の認定者全員に対して、毎年7月頃に申請書を送付しています。

介護保険料

税務課課税係・収納係 ☎0153-52-3131

▶ 介護保険料の納め方

●第1号被保険者(65歳以上)／厚岸町で決定した保険料(所得段階別定額保険料)を年金からの天引きにより納めます。年金が年額18万円以下の場合は、納付書、スマホアプリ決済または口座振替で納めます。納付書での納付は、役場、取扱金融機関窓口のほか、コンビニエンスストアで納めることができます。

【納付の方法→14頁】

●第2号被保険者(40歳以上65歳未満)／各医療保険者が医療保険料として徴収している中に、介護保険料が含まれます。厚岸町の国民健康保険に加入している人は、介護分と医療分を合わせて、国民健康保険税として世帯主の人が納めます。

▶ 介護保険料の減免

生活困窮等こんきゆうの事情により介護保険料の納付が困難である場合は、介護保険料の減免制度がありますのでご相談ください。

医療費助成

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131

18歳までのお子さんの医療費、心身に重い障がいのある人の医療費、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)の医療費を助成しています。対象になる人は、申請により受給者証を交付します。

また、受給者証は毎年7月に、更新手続きが必要です。

- ▶ 子ども医療費助成制度 →29頁
- ▶ ひとり親家庭等医療費助成制度 →32頁
- ▶ 重度心身障害者医療費助成制度 →27頁

保健と福祉

健康な暮らしのために

特定健康診査・健康診査・がん検診

保健福祉課健康推進係 ☎0153-53-3333

▶ 特定健康診査・健康診査

会場を設定して行う集団検診の他に、個人で医療機関を受診する個別検診の2つがあります。どちらか好きな方を選択し、年に1度は検診を受けましょう。

	特定健康診査	健康診査
対象者	年度に40歳に到達する人から74歳までの厚岸町国民健康保険加入者	後期高齢者医療保険加入者、生活保護受給者
検査項目	身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査(血糖・脂質・肝機能・腎機能など)、医師の診察、必要な人は心電図検査および眼底検査、貧血検査 ※健康診査は、身体検査から腹囲測定を除く	
料金	無 料	

※通常の内科診療時に特定健康診査項目の検査をしている場合、ご本人の同意を得た上で医療機関より情報提供を受け、特定健康診査を受けたものをみなすことができます。実施できる医療機関が限られますので、詳しくはお問い合わせください。

▶ がん検診

各検診	胃がん	肺がん	大腸がん	乳がん	子宮頸 ^{けい} がん
対象年齢	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	20歳以上
受診間隔	1年に1回	1年に1回	1年に1回	2年に1回	2年に1回
検診内容	胃部レントゲン検査(バリウム)	胸部レントゲン検査	便潜血検査	マンモグラフィ	細胞診検査
料金	無 料				

※加入者の保険にかかわらず受診することが可能です。

▶ 健康相談(個別・集団)

厚岸町保健福祉総合センターあみか21内において、随時相談を受け付けています(電話、来所、訪問などで可能)。各老人クラブや女性部の集まりなどで相談の希望がある場合には、ご相談ください。

特定健康診査・生活習慣病検診を受診した人へ、結果の返却と、保健指導の場として『検診事後相談会』を開催しています。受診者には別途案内を送付します。

? 特定健康診査・健康診査・がん検診を受けるには?

- 個別検診/直接医療機関へ予約をしてください。検診日から約1カ月後、病院または担当係から結果が届きます。
 - 集団検診/担当係へ申し込んでください。検診日から約1カ月後、担当係から結果が届きます。
- ※集団検診の日程は、毎年4月の町広報誌へ折り込んであるほか、ホームページに掲載しています。

■ 高齢者(65歳以上の人)のために

定期予防接種

保健福祉課健康推進係 ☎0153-53-3333

▶ 肺炎球菌

- 対象者／年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人、60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障がいまたはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能の障がい有する人
- 接種費用／4,050円(医療機関で接種後に支払い)

▶ インフルエンザ予防接種

- 対象者／65歳以上の人、60歳以上65歳未満の人で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障がいまたはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能の障がい有する人
- 接種費用／1,100円(医療機関で接種後に支払い)

暮らしに安心を

保健福祉課地域支援係 ☎0153-53-3333

▶ 福祉交通回数券 (バス・ハイヤー・JRの乗車券)

- くしろバス、さくらハイヤー、デマンドバス、JR花咲線など、町内の公共交通機関で利用できる乗車券を、7,000円分交付します。
- 対象者／毎年4月1日現在で70歳以上の人、基準の障害者手帳を所持している人
- 【デマンドバス→41番】

▶ 除雪サービス

- 除雪が困難な人に、自宅の玄関から道路までの除雪を行います。
- 対象者／除雪が困難な高齢者世帯等
 - 料金／無料

▶ 緊急通報装置

- 急病などの緊急時に簡単な操作で通報ができる緊急通報機器を貸し出しています。
- 対象者／ひとり暮らしの高齢者など
 - 料金／無料

▶ 配食サービス

- 定期的にご自宅を訪問し、食事の提供を行います。栄養改善のほか、安否の確認も目的としています。
- 対象者／ひとり暮らしの高齢者など
 - 料金／食事代実費分(1食500円)

▶ 長寿祝金

- 長寿を祝福するため、対象年齢の人へ祝金を贈呈します。
- 対象者／満80歳(20,000円)、満88歳(30,000円)、満99歳(100,000円)、満100歳以上(20,000円)

▶ 元気いきいき高齢者応援事業

- 長年にわたる健康維持や介護予防への努力を祝福するため、厚岸町商工会が発行する30,000円相当分の商品券等を贈呈します。
- 対象者／要介護認定を受けていない元気で満88歳、満95歳の高齢者

その人らしく、
生きる、つながる

つながり手帳

つながり手帳は、高齢者が医療や介護が必要になっても安心して地域で暮らしていけるよう、ご本人の思いを医療と介護関係者が共有し、関係者がつながりながら、切れ目のない支援を行うことを目的としています。

手帳を希望する場合は、関係する職員や病院、厚岸町地域包括支援センターにご相談ください。

●つながり手帳でできること

以下の項目などを記載し、病院や介護サービス事業所などに提示することで、現在の状態を的確に伝えることができます。

- ▷自身の病気、介護の状況
- ▷必要なケア(医療処置、リハビリなど)
- ▷関係する人への連絡先

●厚岸町地域包括支援センター／☎0153-53-3333



高齢者の総合的な支援を行うセンターです。介護や介護予防、医療、福祉などあらゆる相談を、社会福祉士、保健師、ケアマネージャーなどの専門スタッフが連携して対応し、総合的に支援します。

●場所／厚岸町保健福祉総合センターあみか21内

▶ 認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)

認知症の進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどが利用できるかを示したパンフレットです。窓口を設置してあるほか、ホームページに掲載しています。



▶ 在宅医療と介護マップ

介護サービスの内容や町内の医療・介護事業所の一覧を示したパンフレットです。窓口を設置してあるほか、ホームページに掲載しています。



厚岸町の各制度

保健福祉課地域支援係 ☎0153-53-3333

▶ 福祉灯油

低所得の状況にある人へ、燃料費をはじめとする冬の期間の暖房費を助成します。

- 対象者／町道民税非課税の高齢者世帯、障がい者が属する世帯、ひとり親世帯
- 助成内容／1世帯あたり1万円
- 申請期間／毎年12月から翌年1月末まで

▶ 介護タクシーの利用料助成

車いすを必要な状態の人が介護タクシー等を活用して病院受診または入退院した際に、乗車料金の半額分を助成しています。

- 対象者／病院受診などにおいて車いすを使用する人
- ※介護タクシー利用料の自己負担分は、福祉交通回数券を利用することができます。

【福祉交通回数券→24ㄱ】

▶ 在宅要介護者介護用品給付事業

在宅で要介護4または要介護5の認定を受けている要介護者を介護している家族に対し、紙おむつなどの介護用品を購入できる給付券を支給し、経済的負担の軽減を図っています。

- 対象者／町道民税非課税の要介護者を介護する家族
- 助成内容／年間75,000円分の給付券の支給

▶ 福祉用具貸与事業

車いすや電動介護用ベッドなどの福祉用具を貸し出しています。

- 対象者／福祉用具を必要とする高齢者など
- 料金／無料

※介護保険制度などの各種制度で福祉用具を貸与できる人は対象外です。

生活にお困りの人へ

保健福祉課地域支援係 ☎0153-53-3333

▶ 生活保護

生活に困っている人に、最低限度の生活を維持するための制度です。担当係またはお住まいの地区の民生委員・児童委員へご相談ください。

▶ 税金・公共料金等の減免

税金や各種公共料金について、それぞれの担当係で減免の相談をお受けしています。

【国民年金に関する事 →20ㄱ】

【介護保険に関する事 →22ㄱ】

【水道・下水道に関する事 →35・36ㄱ】

【ごみ処理に関する事 →37ㄱ】

【し尿処理に関する事 →39ㄱ】

52ㄱに各種相談一覧を掲載しています。
生活にお困りの場合など、ご相談ください。

■心身に障がいがある人のために

▶ 障がい者(児)福祉のしおり

厚岸町に住んでいる障がいのある人や、その家族が利用できる制度・サービスをまとめたものです。

内容は最小限にとどめてあるほか、作成後に内容が変わっている場合もありますので、各制度・サービスの詳しい内容については、それぞれの手続き先にお問い合わせください。

●問い合わせ／保健福祉課障がい福祉係

▶ 声の広報だよりを発行しています

文字による情報入手が困難な障がいのある人に、町広報誌、議会だよりの内容を吹き込んだカセットテープまたはCDを作成しています。利用を希望する人は、ご相談ください。

●問い合わせ／保健福祉課障がい福祉係



障害福祉サービス・相談

保健福祉課障がい福祉係 ☎0153-53-3333

▶ 障害福祉サービスについて

障がいや疾患のある人が、地域の中で生活を続けたいけるように支援するサービスです。個々の社会活動や介護者の状況、居住の状況を踏まえて、個別に必要な支援の程度・量に応じて決定されます。原則として利用料金の1割負担で受けることができます。利用するには申請をして認定に係わる調査や主治医の意見等をもとに障害支援区分を決定する必要があります。

●サービスの種類(一部のみ掲載)

- ▶ 居宅介護 (ホームヘルパーが、家事や身体介護を提供する)
- ▶ 同行援護 (視覚障害のある人の外出をサポートするガイドヘルパーの利用)
- ▶ 短期入所 (入所施設を短期間利用し生活支援を受ける)
- ▶ 施設入所 (グループホームや入所施設への入居)

▶ 障がいに関する専門相談窓口

町が委託している専門相談機関から専門職員(精神保健福祉士、社会福祉士等)が、毎月1回専門相談窓口を開設し、来所相談や家庭訪問を行っています。

障がい福祉サービス利用や福祉制度の相談、日常生活における不安等の安否確認など、定期的に面接することもできます。

※初回の利用には予約が必要です。

●相談料／無料

●予約先／保健福祉課障がい福祉係



各種手当て・助成制度

保健福祉課障がい福祉係 ☎0153-53-3333

▶ 難病・特定疾患治療の通院旅費の助成

難病・特定疾患の治療のため、町外の医療機関に通院しなければならない人に、通院に要する旅費の一部を助成しています。

●対象者／特定医療費(指定難病)受給者証・特定疾患医療受給者証をお持ちの人、同行した保護者

※受給登録申請が必要です。

●助成内容／難病・特定疾患の治療のため北海道内の医療機関に通院時の旅費

▶ 軽度・中等度難聴者の補聴器購入費を助成します

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴者に対する補聴器の購入費を助成します。

●対象者／軽度・中等度難聴者(両耳の平均聴力レベルが30デジベル以上)

●助成割合

▶ 18歳未満の難聴児／一般世帯 = 9割、町道民税非課税世帯・生活保護世帯 = 全額

▶ 18歳以上の難聴者／一般世帯 = 5割、町道民税非課税世帯 = 7割、生活保護世帯 = 9割

▶ 重度の身体障がいがある人へ 自助具^{じじょぐ}を給付します

重度の身体障がいがあり寝たきり生活を余儀なくされる、町道民税非課税世帯の人を対象に、生活のなかで活用できる自助具(自らを助ける道具)を給付します。

自助具の種類により購入限度額があります。担当者が生活状況を聴き取りさせていただきますので、詳しくはご相談ください。

●給付自助具の例

- ▷洗髪器(ベッド上で洗髪できるもの)
- ▷読書スタンド・ページめくり(寝た状態で本が読めるもの)
- ▷ベッド用テーブル(ベッドで背を起こして使用できるもの)
- ▷空気清浄機(室内空気の消臭・殺菌効果のあるもの)

▶ 児童扶養手当・障害児福祉手当・ 特別児童扶養手当

【各種手当て→32頁】

▶ 障害者手帳等の申請・更新に必要な 診断書の費用を助成します

障害者手帳等の申請・更新等に診断書が必要な場合、その取得費用を助成します。

※認定された場合に限り助成します。

●必要なもの／診断書の取得に要した領収書、認定が証明された書類、振込先の口座がわかるもの

▶ 税の障害者控除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人でも、税の障害者控除、特別障害者控除を受けることができます場合があります。

各種障がい者手帳がなくても、心身に障がいのある65歳以上の人で、『障害者等に準じる』と町長が認定し、『障害者控除対象者認定書』の交付を受けた場合には、控除の対象になります。

認定を受けるには申請が必要です。

重度心身障害者医療費の助成制度

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131

次のいずれかに該当する人に、医療費の助成制度があります。受給者証の交付申請と、毎年7月に更新の手続きが必要です。

※生計を維持する人の所得が一定基準を超えている場合、対象になりません。(18歳以下の対象者については子ども医療費助成を申請)

【子ども医療費の助成制度→29頁】

●対象者／次のいずれかに該当する人

▷身体障害者手帳1級、2級または3級の一部(心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいに該当)

▷療育手帳『A』

▷精神障害者保健福祉手帳1級(入院は対象外)

●助成内容／医療費の自己負担額が

▷町道民税課税世帯の場合＝1割負担

▷町道民税非課税世帯の場合＝初診時一部負担金のみ負担

▷18歳以下の場合＝無料

●必要なもの／健康保険証、障害者手帳、生計維持者の印鑑(生計維持者が本人確認できるものを持参するときには不要)、マイナンバー(個人番号)を確認できるもの、窓口に来る人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)



子育て・教育

父母・お子さんの制度

▶ ぴよぴよカレンダー・子育てのしおり

妊娠・出産・子育てに関する健診や健康教育のスケジュールをまとめた『ぴよぴよカレンダー』と、母子応援事業をまとめた『子育てのしおり』を発行しています。事業日程の確認などにご活用ください。

●配布場所／保健福祉総合センター、子育て支援センター、役場、町内医療機関



妊娠したら

保健福祉課健康推進係 ☎0153-53-3333

▶ 妊娠の届け出・母子健康手帳の交付

妊娠された人は、妊娠届出書を提出し、母子健康手帳の交付を受けてください。妊娠11週未満の届け出が推奨されています。この母子健康手帳は学校を卒業するまでの成長を記録しますので、大切に保管しましょう。

※母子健康手帳の交付時、保健師による妊婦面談も同時に行います。(30分程度)

●必要なもの／妊娠届出書（医療機関等で発行されるもの、または窓口でも記入できます）、マイナンバー（個人番号）カード

※マイナンバーカードがない場合は、通知カード（記載されている住所・氏名等が住民票と一致していること）またはマイナンバー付きの住民票、写真入りの書類（運転免許証・パスポート等）

母子手帳と同時に発行するもの

妊婦健康診査受診票 新生児聴覚検査受診票 産婦健康診査受診票 超音波検査受診票	妊産婦の一般健診費用および新生児聴覚検査費用の助成をしています。受診時に医療機関等に提出することで、助成が受けられます。 ※基準額を超える費用については、受診票を利用しても、別途自己負担がかかる場合があります。
妊婦健康診査通院費支援事業申請書	妊婦健康診査の通院交通費として、妊娠の届け出1件につき2万円を助成しています。申請には妊婦本人名義の通帳が必要です。
妊婦あんしんサポート119登録届出書	厚岸消防署と町が連携し事前登録をすることで、破水や出血等、急な体調の変化が起きた場合に、妊婦さんを出産予定医療機関へスムーズに救急車で搬送するためのものです（本人または家族等で受診できる場合を除く）。登録後、厚岸消防署から連絡があり、登録することで確認票が発行されます。

▶ 各制度をご利用ください

厚岸町妊産婦ケア体験チケット	町の『産後ケア』を実施している助産院の施設見学とケアの体験が無料でできるチケットを配布しています。 ●使用期間／妊娠中もしくは出産後1年になる前日まで
妊婦の健康教室と講座	妊婦さんとそのご家族のための健康教育『プレママひろば』や、産前・産後教室などを開催しています。開催時期や内容はお問い合わせください。

▶ 出生届

生まれた日から14日以内に届け出をしてください。

【出生届の手続き→9頁】

●担当係／町民課窓口サービス係

▶ 出産祝金

お子さん1人あたり10万円が支給されます。出生届を提出する際にあわせて申請できます。

●担当係／保健福祉課子育て施策推進係

▶ ファミリーサポート

子育て中の世帯を支援する会員制事業で、託児や送迎などを行います。利用料の半額を町が負担する助成制度があります(下表『▶各制度をご利用ください』をご覧ください)。

●問い合わせ／あつけし子育てサポートセンター（厚岸町社会福祉協議会内）☎0153-52-7752

▶ 子ども医療費の助成制度

0歳から18歳までのお子さんの医療費の助成制度があります。

受給者証の交付申請と、毎年7月に更新手続きが必要です。

●助成の内容／医療費の自己負担額が無料になります。（入院時の食事代、訪問看護利用時の基本利用料の一部、病衣代、おむつ代、健康診断、予防接種などは対象外）

●対象期間／0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで

●必要なもの／お子さんの健康保険証、生計維持者の印鑑（生計維持者が本人確認できるものを持参するときは不要）、親・子のマイナンバー（個人番号）を確認できるもの、窓口に来る人の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

●担当係／町民課保険医療係



子育て・教育

▶ 各制度をご利用ください

種類	内容	担当係
産後ケア	産後の育児に不安がある場合に、町が委託している助産院で、助産師による心身のケアや育児指導が受けられます。ケアの内容は、母親への食事の提供や休息、乳児の預かり・沐浴 ^{もくよく} などです。 ●対象者／生後1年未満の乳児と母親	保健福祉課 健康推進係
育児・家事お助けホームヘルパー訪問(養育支援訪問)	子育て支援が必要と認められた家庭に、育児のお手伝いや、家事をサポートするホームヘルパーが訪問します。	
子どもとお出かけハイヤー券	1歳未満のお子さんと外出するときに使用できるハイヤー券を5,000円分(500円×10枚)交付します。	
厚岸町ファミリーサポート事業	託児などで子育て世帯を支援する会員制事業で、利用料の半額を町が助成する制度です。	保健福祉課 子育て施策推進係
ベビーシート・チャイルドシートの貸出	帰省等で臨時的にチャイルドシートを必要とする家庭に無料で貸し出します。 ●貸出期間／2週間以内	町民課 自治振興係
産前産後期間の国民年金保険料の免除	出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は6カ月間)、国民年金保険料が免除されます。	町民課 保険医療係

▶ お子さんの健診・保健師訪問スケジュール・虫歯予防

名称	対象年齢	内容
乳児全戸訪問	生後1カ月まで	保健師が訪問し、発育の観察や健康相談、育児に関する情報提供を行います。また、『子育てお助けブック』として、育児に役立つ書籍をプレゼントします。
あかちゃん相談 (4カ月・7カ月健診)	生後4カ月頃 生後7カ月頃	赤ちゃんの成長の確認と、保健師や管理栄養士による専門相談
乳児前期健診	生後3～6カ月まで	医療機関での健康診査です。対象者へ交付する『乳児一般健康診査受診票』をお持ちの上、医療機関で受診してください。
乳児後期健診	生後9～11カ月まで	
1歳6カ月児健診	1歳6カ月～1歳11カ月	小児科・小児歯科医師による診察と、保健師・管理栄養士による問診
3歳児健診	3歳～3歳11カ月	
フッ素塗布	1歳～3歳の誕生日まで	虫歯予防のため、対象期間内に4回受けられます。

※対象となる人には、個別にお知らせします。

妊娠・出産・子育て中に悩みがあるときは相談を 保健福祉課健康推進係 ☎0153-53-3333

▶ 母子モを利用したオンライン相談

あっけし子育て相談アプリ『母子モ』のオンライン相談機能を使用し、自宅からスマートフォンなどのビデオ通話で、町の保健師や管理栄養士に悩みを相談することができます。電話やメールで希望の相談日時を予約することで利用できます。

▶ 妊産婦・子育ての健康相談

妊娠中や子育て中の人からの悩みや心配事、健康に関する相談を受け付けています。
また、電話やメールによる専門相談窓口を設置していますので、詳しくはお問い合わせください。



あっけし子育て応援アプリ

ぼしも

母子モ を活用しよう！



母子モアプリ
ダウンロード画面へ

妊娠から出産、育児までをサポートする『あっけし子育て応援アプリ』を運用しています。

●機能

- ▷ 妊娠期・出産時の記録
- ▷ 身長・体重などの記録
- ▷ 予防接種のスケジュール管理
- ▷ お子さんの年齢にあった子育て情報を通知
- ▷ 成長過程を写真などで記録『できたよ記念日』
- ▷ 町内での子育て関連事業や感染症の注意喚起などの情報を通知

●利用方法／電子母子手帳アプリ『母子モ』をアプリストアからダウンロードし、ユーザー登録(無料)

／ できたことを記録できる ／ 予防接種の管理ができる ／ 成長記録をグラフで確認 ／



▶ 各接種スケジュール

予防接種法に基づく予防接種を行っています。対象となる人は、町内の医療機関で無料で接種することができます。対象となるお子さんの保護者へ個別に郵送で案内しますので、予防接種の効果や副作用などをよく理解したうえで、接種を受けてください。

種 類		標準的な接種期間	接種回数	対 象 者
ロタウイルス		出生6週後～24週	2回	出生6週0日後～24週未満
ヒブ	初回	生後2カ月～7カ月未満	3回	出生6週0日後～24週未満
	追加	3回目接種後、7カ月～13カ月の間隔で	1回	
小児肺炎球菌	初回	生後2カ月～7カ月未満	3回	出生6週0日後～24週未満
	追加	3回目接種後、60日間以上の間隔で、 生後12カ月～15カ月未満	1回	
B型肝炎	1回目	生後2カ月～	1回	2カ月～1歳未満
	2回目	1回目から27日(4週間)以上の間隔で	1回	
	3回目	1回目から139日(20週間)以上の間隔で 生後9カ月未満	1回	
四種混合	1期	生後3カ月～12カ月未満	3回	出生3カ月～7歳半未満
	追加	3回目接種後、12カ月～18カ月の間で	1回	
BCG		生後5カ月～8カ月未満	1回	1歳半未満
麻しん・風しん	1期	1歳～2歳未満	1回	左に同じ
	2期	小学校入学前の1年間(年長児の期間)	1回	左に同じ
すいとう 水痘(水ぼうそう)	1回目	1歳～1歳3カ月未満	1回	1歳～3歳未満
	2回目	1回目接種後、6カ月～12カ月の間隔で	1回	
日本脳炎	1期	3歳～4歳	3回	3歳～7歳半未満
	2期	なるべく9歳～10歳のうちに接種	1回	9歳～13歳未満
	特例	お問い合わせください ※1	4回	20歳未満
二種混合	2期	なるべく11歳のうちに接種	1回	11歳～13歳未満
子宮頸がん ※2		中学1年生	1回	小学6年生～高校1年生の女子

※1 日本脳炎の予防接種(特例)／平成17年度～平成22年3月に接種の差し控えがありました。1期が済んでいない場合、特例として20歳未満に無料で接種することができます。

▷対象者＝平成10年4月2日～平成19年4月1日生まれの人

※2 子宮頸がんの予防接種／平成25年度から積極的な接種が勧められていなかったため、その間に接種対象であった人も無料で接種することができます。

▷対象者＝平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性

▷接種期間＝令和4年4月から令和7年3月までの3年間

▶ インフルエンザ予防接種費用の助成

●対象者／生後6カ月から18歳(高校3年生相当)のお子さん

●助成後の自己負担額／1回につき1,100円

※町外で接種し助成を受けたい場合は、申請が必要です。



児童のための手当て

保健福祉課子育て施策推進係・障がい福祉係 ☎0153-53-3333

▶ 児童手当

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人に児童手当を支給しています。

●支給額

3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

●支給時期／毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給

●担当係／保健福祉課子育て施策推進係

▶ 児童扶養手当

父親または母親のいない家庭や、父親または母親が重度障がい者の家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または、20歳未満で政令で定める程度の障がいのある児童を扶養している母親または父親や養育者に支給されます（所得等による制限があります）。

●担当係／保健福祉課子育て施策推進係

▶ 障害児福祉手当

20歳未満の重度障がい児に支給されます（所得等による制限があります）。

●担当係／保健福祉課障がい福祉係

▶ 特別児童扶養手当

20歳未満の障がい児を養育している保護者に支給されます（所得等による制限があります）。

●担当係／保健福祉課障がい福祉係

ひとり親家庭等のために

町民課保険医療係 ☎0153-52-3131

▶ ひとり親家庭等への医療費助成制度

18歳未満の児童を扶養または監護するひとり親家庭等のために、医療費の助成制度があります。受給者証の交付申請と、毎年7月に更新手続きが必要です。

●助成の内容／ひとり親家庭の母・父の入院費の一部、18歳（進学者等は20歳）までの子の医療費

※18歳までの子については、医療費の自己負担額が無料

●必要なもの／健康保険証（親・子）、生計維持者の印鑑（生計維持者が本人確認できるものを持参するときは不要）、親・子のマイナンバー（個人番号）を確認できるもの、窓口に来る人の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

※生計を維持する人の所得が一定基準を超えている場合は対象になりません（18歳以下の対象者については子ども医療費助成を申請）。

【子ども医療費の助成制度→29頁】

就学援助制度

教育委員会管理課学校教育係・総務係 ☎0153-52-3131

▶ 要・準要保護児童生徒就学援助制度

生活保護を受けていない世帯で、経済的に困りの世帯に、小学生・中学生のお子さんの勉強や学校生活に必要な費用の援助を行っています。（就学援助を受けるには、援助対象要件のいずれかに該当している必要があります。）

申請は教育委員会にて受け付けています。

●申し込み／教育委員会管理課学校教育係

▶ 高校通学バス定期券購入助成制度

通学に係る保護者負担の軽減と入学者の確保を目的として、厚岸町内の高校へ通学する生徒で路線バス定期券購入者に対して、定期券の種類および月数に応じ、購入費用の一部を助成しています。

助成期間は生徒が在学している期間となります。

●申し込み／教育委員会管理課総務係

▶ 修学旅行費助成制度

町立学校に在籍し町内に住所を有する児童生徒の保護者へ、修学旅行費を半額助成しています。

申請用紙は在籍する各小中学校から配布されます。

●申し込み／教育委員会管理課学校教育係

▶ 学校給食費支援制度

町立学校に在籍し町内に住所を有する児童生徒の保護者へ、給食費を全額助成しています。

申請用紙は在籍する各小中学校から配布されます。

●申し込み／教育委員会管理課学校教育係

▶ 厚岸町奨学金制度

高等学校以上の就学能力があるが、経済的な理由で進学が困難な人に対して、奨学金として基準額以内を無利子で貸与します。応募資格や申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

●無利子で貸与できる基準額

▷看護系大学等に通う場合／月額70,000円以内

▷その他の大学・短大・専門学校／月額25,000円以内

▷高等学校／月額12,000円以内

●申し込み／教育委員会管理課総務係

子育て関連施設

保育所・幼稚園

保健福祉課子育て施策推進係 ☎0153-53-3333

▶ 幼児教育・保育・給食費を無償化

国では、3歳から5歳まで(就学前まで)の全ての子どもと、0歳から2歳までの町道民税非課税世帯の保育を必要とする子どもの保育料を無償化しています。

また、厚岸町独自の子育て支援策として、国や北海道の制度では無償化とならない、0歳から2歳までの町道民税が課税される世帯の保育が必要な子どもの保育料を無償化しています。

給食費は、町内の認可保育所については無償化、町外の認可保育所、へき地保育所、幼稚園および認可外保育施設については食材費の助成をしています(町内の認可保育所以外は手続きが必要)。

●町内の認可保育所以外の給食費助成額(1カ月)

▷町外の認可保育所／3歳児～5歳児＝4,500円、0歳児～2歳児＝7,500円

※町外の認可保育所に給食費を支払っている人のみ

▷その他／3歳児～5歳児＝3,600円、0歳児～2歳児＝6,000円



▶ 預かり保育・認可外保育の無償化

保育が必要な児童が利用している場合、預かり保育認可外保育施設(病院の院内保育)の料金を限度額内で無償化しています。助成を受けるには、利用する前に手続きが必要です。

●助成額(1カ月)

▷預かり保育／上限11,300円

▷認可外保育施設／3歳児～5歳児・上限37,000円、0歳児～2歳児・上限42,000円

▶ 保育所一覧

保育所名	所在地	電話番号	対象児
しんりゅう保育所	宮園3丁目11番地	0153-52-3035	0歳児～5歳児
あっけし保育所	奔渡6丁目268番地	0153-52-7254	1歳児～5歳児
太田へき地保育所	太田5の通り23番地	0153-52-6245	3歳児～5歳児

▶ 幼稚園一覧

幼稚園名	所在地	電話番号	対象児
厚岸カトリック幼稚園	港町1丁目4番地	0153-52-2057	3歳児～5歳児
厚岸さくら幼稚園	宮園3丁目115番地	0153-52-4544	3歳児～5歳児

▶ 子育て支援センター

育児に関する情報交換や親子で遊べる場を提供し、少しでも安心して子育てができるよう、応援・お手伝いをしています。月1回、親子で楽しめる『遊びのひろば』を開催しています。



	開所日時	対象者
子育て支援センター	●月曜日～金曜日 ▷10時～11時30分 ▷13時30分～15時30分	0歳児～5歳児と保護者
保健福祉総合センター(2階和室)	●金曜日 ▷10時～11時30分 ▷13時30分～15時30分	0歳児～5歳児と保護者

- 所在地／奔渡2丁目1番地 厚岸町多機能共生型地域交流センター(コアぽんときらく内)
- 電話番号／0153-53-4337

▶ 児童館

小学生を対象に、健全な遊び場・生活の指導の場を提供し、地域組織活動の育成を図る施設です。

- 開館時間／8時45分～18時(土曜日は17時30分まで)
- ※小学校の休業日・休校日は8時から開館
- 休館日／日曜日、祝日、12月31日～翌年1月5日

児童館名	所在地	電話番号
ゆうゆう 友遊児童館	真栄1丁目2番地	0153-52-3090
こむき 子夢希児童館	梅香1丁目2番地	0153-52-0234

▶ 児童クラブ

授業終了後や小学校休校日に、保護者が就労等で家が留守になる小学生を対象に、健全な遊びと正しい生活習慣を身に付ける活動を行います。児童クラブへの入会には、利用する前に申請が必要です。

- 利用日時
▷授業日／下校時～18時
▷休校日／8時45分～18時(必要な場合は8時～)
- 休館日／日曜日、祝日、12月31日～翌年1月5日
- 利用料／無料

小学校・中学校・高等学校

教育委員会管理課学校教育係 ☎0153-52-3131
厚岸翔洋高等学校 ☎0153-52-3195

【町内の小学校・中学校・高等学校の所在地と連絡先→53頁】

妊娠を希望する人への制度

※今後制度変更の可能性がありますが

不妊治療費の助成制度・ 風しん抗体検査費用の助成制度

保健福祉課健康推進係 ☎0153-53-3333

▶ 厚岸町特定不妊治療費の助成制度

『北海道特定不妊治療費助成事業』の助成決定を受けている夫婦(婚姻をしている夫婦・届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人)へ、特定不妊治療にかかった保険適用外の治療費に対して助成します。

- 対象の治療内容／保険適用外の特定不妊治療費(体外受精・顕微受精)
- 助成額／北海道で決定された助成額を差し引いた実費額のうち、治療1回につき治療内容により15万円を上限として助成

▶ 厚岸町一般不妊治療費の助成制度

妊娠を望む夫婦(婚姻をしている夫婦・届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人)の不妊治療費(医療保険適用外の治療費)を助成しています。

- 対象の治療内容／人工受精など保険適用外の一般不妊治療費の自己負担額
- 助成額／全額助成

▶ 風しん抗体検査費用の助成制度

北海道では、将来、妊娠を希望している人に風しん抗体検査費用を助成しています。

- 申請先／釧路保健所(釧路市城山2丁目4番22号 ☎0154-65-5811)

住まいと生活

■ 水道・下水道

水道の使用

水道課業務係 ☎0153-52-3131

水道を使用するとき、中止するときは、事前に担当係へ届け出が必要です。

▶ 水道の使用を開始するとき

使用場所、使用者の住所・氏名、連絡先の電話番号、使用開始日、支払方法等をお知らせください。

▶ 水道の使用を中止するとき

中止場所、使用者の住所・氏名、使用中止日、連絡先電話番号と、移転先をお知らせください。

なお、町外に転出する人は、料金の精算方法等を確認します。

中止の届け出が遅れると、使用されていない期間についても料金をお支払いいただくことになりますのでご注意ください。

▶ 新しく水道をひくとき・故障したとき

住宅などを新築して新しく水道をひく場合などは、町指定の厚岸町指定給水装置工事事業者を通じて担当係へお申し込みください。その際、設計の審査と検査について、手数料が必要となります。

また、配水管の分岐より水道の蛇口（メーター器を除く）までは『給水装置』となり個人の財産ですので、定期的に点検するなどの管理を行い、この区間での凍結や漏水または給水装置が故障した場合は、直接指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。

なお、新設工事や修理は、町指定以外の業者が行うことはできません。

水道料金

水道課業務係 ☎0153-52-3131

▶ 水道メーターの検針と使用水量

水道の使用水量は、検針員が毎月25日から月末までの間に、水道メーターを検針し、その月の使用水量と料金をお知らせしています。

いつもより使用水量が多いなど、疑問な点は担当係へ連絡をお願いします。

▶ 水道料金の軽減・免除

一般家庭で、生活保護を受けている場合や、世帯の年間総収入が一定の基準に満たない場合は、水道料金の基本料金が2分の1に、手数料が2分の1に軽減されます。

また、災害などの特別な理由がある場合は、水道料金を免除することができます。軽減や免除を受けるには、申請が必要です。

▶ 納入方法

●納付書での納付／納付書を直接送付しますので、役場、取扱金融機関やコンビニエンスストアの窓口で納入してください。

●口座振替／北洋銀行、大地みらい信用金庫、厚岸漁業協同組合、釧路太田農業協同組合、浜中町農業協同組合およびゆうちょ銀行で毎月口座から引き落とされます。手続きは各金融機関等の窓口で、通帳と通帳届出印をお持ちのうえ行ってください。

●委託徴収員へ／町では、水道料金の収納業務を委託しています。口座振替や自主納付以外の場合は、委託徴収員が訪問し徴収します。

●スマホアプリ決済／令和4年4月分から、スマートフォンのアプリを利用してお支払いができます。納入通知書に印字されたバーコードを読み取るだけで、24時間いつでもどこでも簡単にお支払いできます。

▷対象アプリ／PayPay、LINE Pay、楽天銀行アプリ、PayB、au PAY

※領収証は発行されませんので、領収証が必要な場合は役場、取扱金融機関、またはコンビニエンスストアでお支払いください。

下水道を使用するようになると、流した汚水の量に応じて下水道使用料をいただくことになります。

算定は、水道水を使用している場合は水道の使用水量により、地下水などを使用している場合は、用途などを調査のうえ認定し算出します。

▶ 下水道使用料の軽減・免除

生活保護を受けている場合や、世帯の年間総収入が一定の基準に満たない場合は、下水道使用料の基本料金が2分の1に軽減されます。

また、災害などの特別な理由がある場合は、下水道使用料を免除することができます。軽減や免除を受けるには、申請が必要です。

▶ 納入方法

●納付書での納付／納付書を直接送付しますので、役場、取扱金融機関やコンビニエンスストアの窓口で納入してください。

●口座振替／北洋銀行、大地みらい信用金庫、厚岸漁業協同組合、釧路太田農業協同組合、浜中町農業協同組合およびゆうちょ銀行で毎月口座から引き落とされます。手続きは各金融機関等の窓口で、通帳と通帳届出印をお持ちのうえ行ってください。

●委託徴収員へ／町では、水道料金と下水道使用料の収納業務を委託しています。口座振替や自主納付以外の場合は、委託徴収員が訪問し徴収します。

●スマホアプリ決済／令和4年4月分から、スマートフォンのアプリを利用してお支払いができます。納入通知書に印字されたバーコードを読み取るだけで、24時間いつでもどこでも簡単にお支払いできます。

▷対象アプリ／PayPay、LINE Pay、楽天銀行アプリ、PayB、au PAY

※領収証は発行されませんので、領収証が必要な場合は役場、取扱金融機関、またはコンビニエンスストアでお支払いください。

厚岸町指定給水装置・下水道排水設備等指定工事事業者

水道の工事や修理、水洗トイレの排水設備の工事は、町の指定を受けている工事事業者でなければ行うことができません。工事や修理、水道管の凍結や漏水のときは、直接、指定工事事業者へ依頼してください。



指定工事事業者については、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

■ ごみ・リサイクル・環境

ごみ・リサイクル

環境林務課廃棄物対策係 ☎0153-52-3131 厚岸町ごみ処理場 ☎0153-52-5298

▶ ごみ処理手数料

ごみの収集や処理に要する費用について、ごみ処理手数料として負担していただいています。毎年4月に納付書を送付しますのでお支払いください。

ごみ処理手数料の金額は、住んでいる地域や世帯の人数によって異なります。毎年4月1日を基準日として金額を算出していますので、人数に変更が生じた場合は届け出が必要になります。

詳しくはお問い合わせください。

●ごみ処理手数料の減免について

前年分の総収入額が生活保護世帯に準ずる収入の世帯は、ごみ処理手数料の減額や免除を受けることができます。減免には申請が必要です。

▶ 納入方法

●納付書での納付／納付書を直接送付しますので、役場、取扱金融機関やコンビニエンスストアの窓口で納入してください。

●口座振替／北洋銀行、大地みらい信用金庫、厚岸漁業協同組合、釧路太田農業協同組合、浜中町農業協同組合およびゆうちょ銀行で毎月口座から引き落とされます。手続きは各金融機関等の窓口で、通帳と通帳届出印をお持ちのうえ行ってください。

●スマホアプリ決済／令和4年4月分から、スマートフォンのアプリを利用してお支払いができます。納入通知書に印字されたバーコードを読み取るだけで、24時間いつでもどこでも簡単にお支払いできます。

▶対象アプリ／PayPay、LINE Pay、楽天銀行アプリ、PayB、au PAY

※領収証は発行されませんので、領収証が必要な場合は取扱金融機関、またはコンビニエンスストアでお支払いください。

▶ ごみの出し方

家庭から出るごみは、中身の見える袋(透明・半透明)に入れ、袋の口をしばってから、各自で設置したごみ箱に出してください。

ごみの収集日は、地域ごとに決められています。きちんと分別して、決められた収集日の8時30分までにごみを出してください。

なお、分別ルールが守られていない場合は注意票を貼り収集しない場合がありますので、ご注意ください。厚岸町のごみ分別は、6分類17種類に分かれています。それぞれの種類別に分けて出しましょう。

新しいごみ分別表をご活用ください

令和3年10月に、新たなごみ分別表を発行しています。

ごみの出し方、分別方法、注意点などをイラストで分かりやすく紹介しています。

また、冊子内にある『ごみ分別早見表(あいうえお順)』でごみの名前を調べると、分別区分やごみの出し方・注意事項をすぐに確認することができますので、ご活用ください。

●『声のごみ分別表』を配布しています

ごみ分別表の内容を吹き込んだCDとカセットテープがありますので、利用を希望する人はご相談ください。



▶ ごみの分別方法

分類	代表的な品目
生ごみ	調理くず(野菜・魚・肉・卵の殻など)、食事の残り、お菓子の残り、草・花(土をよく落とす)、果物の皮・くず、お茶がら・コーヒーかす(ティーバッグは『燃やせるごみ』へ)
燃やせるごみ	紙くず、布類(綿50%未満の衣類等)、木の枝・板、ゴム・革製品、おむつ、アルミホイル、乾燥剤、使い捨てカイロ、ペット用の砂
燃やせないごみ	ガラス、せともの、傘、ライター
資源となるごみ	12種類の品目に分けて出してください【新聞紙・雑誌・紙類、紙パック、段ボール、ペットボトル、びん類、缶類、金属製品、布類(綿50%以上)、プラスチック(プラマークのついているもの)、プラスチック(プラマークのついていないもの)、発泡スチロール、廃食用油】
有害なごみ	乾電池、ボタン電池、蛍光管、小型バッテリー、電球、水銀体温計
粗大ごみ	電器製品・暖房器具、家具・建具類、寝具類、大型の趣味・日用品類

▶ 一度に多量のごみを出すとき

一度に多量のごみを収集場所に出すことはできません。引っ越しや冠婚葬祭などで一時的に多量にごみを出す場合は、次の方法で処理をお願いします。

ごみの量に応じて料金が発生します。

●厚岸町ごみ処理場へ自己搬入する

▷受入日／月曜日～金曜日(土・日・祝日は除く)

▷受入時間／9時～16時まで

●臨時収集を依頼する(事前申し込み)

▷申込先／有限会社厚岸清掃社 ☎0153-52-4574

▷受付日時／月曜日～金曜日、16時まで

※土・日・祝日、ごみを収集しない日は受け付けしていません。

▶ ごみの収集日

●全てのごみを収集しない日／日曜日、お盆(2日間)、年末年始(12月31日～翌年1月5日)

●生ごみ・燃やせるごみだけを収集する日／祝日、祝日の振替休日

●その他の事情により収集できない日／気象条件(台風、暴風雪)や道路工事などによる通行止めの際は、収集ができない場合があります。

※臨時的に変更する場合は、防災無線等でお知らせします。

▶ 粗大ごみの収集申し込み

粗大ごみの収集には事前の申し込みが必要で、1回に2個まで収集します。収集の申し込みは、収集日の前日までに依頼してください。

●申し込み先／有限会社厚岸清掃社 ☎0153-52-4574

●受付日時／月曜日～金曜日、16時まで

※土・日・祝日、ごみを収集しない日は受け付けしていません。

▶ 町では収集しないごみ

テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンは、町では収集しません。処理する際は、リサイクル料金がかかります。

●処分方法

▷製品を買い換える場合＝新しい製品を購入する家電販売店に引き取りを依頼してください。

▷処分の場合＝製品を購入した家電販売店に引き取りを依頼してください。

▷処分の場合で、購入した家電販売店が廃業した、遠くにある、わからない場合＝町内の家電販売店に引き取りを依頼するか、自分で指定引取場所に運搬し、引き渡してください。

●タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ

回収できませんのでごみとして出さないでください。廃棄するときは、販売店・取扱店へ処分の相談をしてください。

▶ し尿のくみ取り

し尿のくみ取りを希望する場合は、収集委託業者である厚岸清掃社へ申し込みをしてください（2週間ほど余裕をもって申し込みしてください）。

し尿のくみ取り量に応じて処理手数料が発生しますので、その場でお支払いください。

▷申込先／有限会社厚岸清掃社 ☎0153-52-2488（受付専用回線）

●し尿処理手数料の減免

前年分の総収入額が生活保護世帯に準ずる収入の世帯は、し尿処理手数料の減額や免除を受けることができます。

くみ取りを行う7日前までに申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

▶ セッケン購入に対する助成

厚岸町水質汚濁防止対策協議会では、厚岸湾、厚岸湖の水質保全を図ることを目的に、セッケンの使用促進および購入助成を行っています。助成対象となるセッケンは、町内7店および1団体で取り扱っており、助成後の価格で販売されています。

●担当係／環境林務課環境衛生係 ☎0153-52-3131

▶ 生ごみ堆肥化容器の購入助成

生ごみの減量化と資源化を進めることを目的として、町内の販売店で生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器、バケツ型容器）を購入した人に、購入費用の一部を助成します。

●助成金額

▷コンポスト容器／1個目＝4,000円（上限）、2個目＝1,500円

▷バケツ型容器／1個につき1,500円

※世帯毎にそれぞれ年間1個まで。累計で2個まで助成します。

●申請方法

①町内の販売店で生ごみ堆肥化容器を購入し、領収書もらう。

②領収書と助成金を振り込む金融機関等の通帳を持参し申請する。

▶ ごみ分別出前講座

ごみの分別方法やごみを出すときの基本的なルール、ごみの減量方法や町のリサイクルに関する取り組みについて、正しい知識と理解を深めるため、ごみ分別出前講座を開催します。

●対象／厚岸町に居住している人で、5人以上の参加が見込める団体やサークル等

●開催日／平日10時～20時の間（土・日・祝日、12月31日～翌年1月5日は開催できません）

住まいと生活

浄化槽

環境林務課廃棄物対策係 ☎0153-52-3131

▶ 浄化槽の管理

浄化槽を正常に機能させるためには、定期的な保守点検とともに、許可業者による清掃や汚泥おでいのくみ取りを行わなければなりません。許可業者など詳しくはお問い合わせください。

▶ 合併処理浄化槽設置費補助金

合併処理浄化槽の設置者に費用の一部を補助します。

●対象／公共下水道を整備する予定がない区域で、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する人（個人）

●交付額

▷合併処理浄化槽設置費用／5人槽＝上限90万円、5人槽を超えるもの＝上限110万円

※単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合は、以下の費用を加算

▷単独処理浄化槽の撤去費または雨水貯留槽等への再利用に要する費用＝上限9万円

▷宅内配管工事費＝上限30万円

※くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合は以下の費用を加算

▷くみ取り便槽の撤去費＝上限9万円

▷宅内配管工事費＝上限30万円



住宅

補助

各担当係 ☎0153-52-3131

住宅に関する補助・支援一覧

※令和4年4月1日時点の金額です。詳しくは担当係にお問い合わせください。

名称	補助対象	補助内容	担当係
住宅新築助成事業	●床面積50㎡以上かつ1,000万円以上の住宅新築工事(用地購入費含む)で、工事着手前または工事着手後21日以内であること ●町内参加登録業者が新築工事を行う住宅であること など	50万円(基本額)+20万円(加算要件を満たす場合)を予算の範囲内で助成	建設課 建築係
貸付金利子助成事業	上記『住宅新築助成事業』の要件を満たす住宅の新築のための資金を金融機関等から借り受けた人	30万円、ただし借入額が1,000万円未満の場合は、償還開始月から起算して24カ月分の利子相当額(上限30万円)を予算の範囲内で助成	建設課 建築係
住宅リフォーム支援助成事業	住宅リフォームに要する費用が10万円以上となる増築・改築・修繕工事	対象工事費の10%または15%(要件を満たす場合)を予算の範囲内で助成(上限20万円で上限に達するまで利用可)	建設課 建築係
住宅エコリフォーム補助金事業	費用が50万円以上となる省エネ改修工事、バリアフリー改修工事	対象工事費の10%または15%(上限50万円)を予算の範囲内で補助	建設課 建築係
耐震改修工事等補助事業	昭和56年5月以前に着工された住宅で、専門機関の耐震診断によって現行の耐震基準に満たないとされた住宅の耐震診断および除却工事	●耐震改修工事＝必要経費に応じて補助(上限30万円) ●除却工事＝対象工事費の10%(上限20万円) ※予算の範囲内で補助	建設課 建築係
厚岸町住宅用太陽光発電システム設置奨励事業	住宅用太陽光発電システムの設置	発電システム1kwあたり3万円に、発電システムを構成する太陽電池の最大出力値を乗じた額(上限15万円)を奨励金(厚岸町商工会が発行する商品券)として予算の範囲内で交付	観光商工課 商工雇用係
空家等改修費補助事業	町内に所在する空き家等を購入し、自ら居住することを目的に、町内建設業者が行う改修工事費	改修工事費等の3分の1(上限50万円)	総合政策課 政策調整係
空家等除却費補助事業	町内に所在する空き家等で、町内建設業者が行う除却(空き家等を全て解体し、更地にすることをいう)工事費	除却工事費等の80%(上限50万円)	総合政策課 政策調整係
移住促進引越支援補助事業	町内に移住しようとする人に対して、引越し費用を一部補助	●補助率/補助対象経費の50% ●補助金額/上限10万円、最大20万円(高校生以下と同居の場合5万円ずつ加算)	総合政策課 政策調整係
定住促進家賃支援補助事業	町内に移住し、民間賃貸住宅に入居しようとする者に対して、家賃を一部補助	●補助率/家賃の50% ●補助金額/1カ月当たり上限2万円 ※最長3年	総合政策課 政策調整係
木造一戸建て住宅の無料簡易耐震診断	階数が2階以下および延べ床面積500平方メートル以下であること、申込者が住宅を所有または居住していること	木造一戸建て住宅の無料簡易耐震診断	建設課 建築係

【合併処理浄化槽設置費補助金→39頁】

町営住宅の空き状況により、年3回、町広報誌やホームページなどで入居者募集のお知らせをしています。詳しくはお問い合わせください。

結婚支援

結婚新生活支援

新婚世帯に対して、婚姻に伴う住宅取得費用、住宅賃借費用、引っ越し費用、リフォーム費用を補助します。

●補助金額

▷夫婦ともに39歳以下で世帯所得400万円未満／上限30万円

▷上記以外の場合／上限15万円

●問い合わせ／総合政策課政策調整係

厚岸町^{しょうれい}ハッピーブライダル奨励事業

地元事業者を利用して町内での結婚披露宴および結婚パーティーを行う人に、予算の範囲内で奨励金を交付します。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ／観光商工課商工雇用係



交通

デマンドバス・スクールバス

町民課自治振興係・教育委員会管理課学校教育係 ☎0153-52-3131

▶ 運行日

月曜日から金曜日までの平日で、予約があれば毎日運行します。

※ただし、苫多線については月曜日と水曜日、大別・太田線については火曜日と木曜日の週2日運行します。

▶ 運行路線・運賃

運航路線と運賃については、各バスマップ・ホームページをご覧ください。

バスマップは、自治振興係で配布しています。

●運行路線／末広・床潭・筑紫恋線、大別・太田線、上尾幌・片無去線、苫多線、トライベツ・若松・糸魚沢線、トライベツ・若松・糸魚沢線(短縮便)

▶ 運行時刻

デマンドバスの上り路線と運行時刻が固定となっている下り路線とスクールバスの上り路線の運行時刻については、配布されているバスマップをご覧ください。

デマンドバス・スクールバスの時刻表については、IP告知情報端末にも掲載しています。

●注意点

- ▷スクールバスについては、児童生徒の乗車を優先するため、座席に余裕がある場合のみの利用となります。
- ▷バスマップに記載されている各路線の運行時刻は全ての停留所で予約があった場合の運行時刻で、あくまで目安の時刻です。予約がなかった停留所については停車しません。(バスマップは、自治振興係で配布しているほか、ホームページに掲載しています。)
- ▷デマンドバスとスクールバスの下り路線については日々、運行時刻が変更になりますので、運行時刻表を確認しご乗車ください。(町広報誌に毎月折り込んでいるほか、ホームページに掲載しています。)
- ▷予約が1件もない日の便は運休します。
- ▷乗車時刻に乗車場所にいない場合には、キャンセル扱いとなりますのでご注意ください。
- ▷スクールバスは通学、下校時間に変更があった場合は運行時間の変更、または運休になる場合があります。

乗車券

バス運賃は現金での支払いはできませんので、必ず回数券(100円券・500円券の2種類)または定期券を購入してください。

●販売場所／町民課自治振興係、くしろバス(株)厚岸営業所、桜ハイヤー(株)

※町民課自治振興係に申し込んだ場合、自宅まで届けることもできます。

※事前に購入できない場合は、予約時に申し出ることによってバス車内で販売します。

※乗車券として、厚岸町福祉交通回数券を使用することもできます。

【厚岸町福祉交通回数券→24㌔】

予約先・予約方法

●予約方法／30日前から前日まで予約可能です。乗車希望日の前日17時頃に、予約先から当日の到着予定時刻をお知らせします。

※前日が土・日・祝日の場合はその前の平日にお知らせします。

●予約先

▷末広・床潭・筑紫恋線、トライベツ・若松・糸魚沢線(短縮便)／くしろバス(株)厚岸営業所 ☎0153-52-2034

▷上記以外の路線／桜ハイヤー(株) ☎0153-52-2137

自転車の交通事故防止

町民課自治振興係 ☎0153-52-3131

自転車用ヘルメットの購入費を助成します

●対象者(いずれも当てはまる人)

▷自転車用ヘルメットを購入した人

▷町主催の自転車講習会や町内で自転車交通安全教室を受講した人

●助成内容／購入価格の2分の1以内(2,000円上限)

※1人当たり年1回まで

自転車用保険の加入費を助成します

●対象者(いずれも当てはまる人)

▷赤色TSマーク付帯保険に加入した人

▷町主催の自転車講習会や町内で自転車交通安全教室を受講した人

●助成内容／購入価格の2分の1以内(1,000円上限)

※1人当たり年1回まで

自動車運転免許証の自主返納を支援します

町民課自治振興係 ☎0153-52-3131

70歳以上で自動車の運転免許証を自らの申請により返納した人に、公共交通機関等の乗車に利用できる福祉交通回数券、または町内の登録店で利用できる商品券を交付します。

※運転免許証の自主返納の方法等については、厚岸警察署(☎0153-52-0110)へお問い合わせください。

●支援内容／公共交通機関やハイヤーが利用できる厚岸町福祉交通回数券、および厚岸町商工会が発行する町内の取扱店で利用できる商品券を、どちらかまたは両方を合わせて2万円分交付します(1人1回限り)。

【厚岸町福祉交通回数券→24㌔】

●申し込み方法／運転免許証を自主返納してから1年以内に、町民課自治振興係へ申し込み

道路

建設課管理維持係 ☎0153-52-3131

除雪作業にご協力を

雪捨て場は毎年変更しており、町広報誌でお知らせしています。除雪車による除雪作業のため、次のことにご協力をお願いします。

▷除雪した雪を道路に捨てることは、道路交通法で禁止されています。自分の敷地内で処理するか、雪捨て場に運びましょう。

▷歩道や路上にごみ箱、旗立て用コンクリートなどを置くことは、除雪作業の支障になります。雪が降る前に撤去するようお願いします。

▷除雪車が通った後には、どうしても玄関先に雪が残ってしまいます。それぞれの家庭で処理していただくよう、ご協力をお願いします。

▷危険ですので、除雪車には近づかないでください。

▷路上駐車は除雪の妨げになるため、やめましょう。

【高齢者世帯等の除雪サービス→24㌔】

相談・自治会

相談

【各種相談先→52頁】

自治会

町民課自治振興係 ☎0153-52-3131

自治会は、ご近所同士がお互いに力を合わせて助け合い、地域での問題や課題の解決、会員同士が交流を図る地域活動組織であり、明るく住みやすいまちづくりを進めています。また、町内には、30の自治会があり、それぞれが自主的に活動を行っています。

- 活動内容／防災活動、環境美化活動、高齢者の見守り、交流会や情報提供など
- 自治会の加入を希望する人は、担当係へご連絡ください。

広報・広聴

総務課広報統計係 ☎0153-52-3131

▶ 町広報誌『広報あっけし』

毎月1日(1日が土日・祝日の場合は前開庁日)に、町広報誌『広報あっけし』を各自治会の担当者へ配布しているほか、各公共施設・郵便局などに設置しています。

また、ホームページでカラー版の町広報誌(PDF)を掲載しているほか、内容を吹き込んだ『声の広報だより』を作成しています。

【声の広報だより→26頁】



▶ 町長へのポスト

町民からの町政への意見・提案・質問などを受け付けています。氏名・住所・電話番号を記入いただくことで、後日、回答します。

町広報誌に年4回(2月・5月・8月・11月)、町長へのポストを折り込んでいるほか、ホームページ内『町長へのポスト』のページからも受け付けています。

▶ 移動町長室

町民参加のまちづくりを進めるため、町が進めている計画や構想などを広く周知してその意見を聴くとともに、将来のまちづくりに対する意見や提言を求めることを目的に開催しています。

詳しくはお問い合わせください。

住まいと生活

斎場(火葬場)・霊園

環境林務課環境衛生係 ☎0153-52-3131

▶ 厚岸町斎場(火葬場)

- 住所／サンヌシ33番地
 - 火葬場使用料
 - ▷12歳以上／12,000円
 - ▷12歳未満／8,000円
 - ▷死産児／5,000円
 - ▷死体の一部または人体骨／6,000円
- ※町外にお住まいの人は2倍の使用料となります。
※死体(埋)火葬許可申請については、墓地・火葬場使用許可申請書を提出してください。

【厚岸町斎場(火葬場)の予約方法→10頁】

▶ 厚岸霊園

厚岸町が管理している霊園です。利用する場合、手続きをしてください。申し込み時に使用料、1年ごとに管理料を納める必要があります。

- 住所／有明2丁目4～6番地
- 申し込みに必要な物／使用料、1年間の管理料、本籍および住所がわかる書類

動物

犬の登録・狂犬病予防注射

環境林務課環境衛生係 ☎0153-52-3131

▶ 犬の登録

狂犬病予防法に基づき、生後91日以上飼育された犬は登録しなければなりません。担当係で手続きをしてください。登録を済ますと『犬鑑札』と『門標』が交付されます。

▷登録料／1頭3,000円

●住所や飼い主の変更があった場合／住所や飼い主の変更があった場合には、忘れずに『犬の登録事項変更届』を提出してください。提出がない場合、登録は旧住所や旧飼い主のままですので、狂犬病予防集合注射の案内等の郵便物が届かないことがあります。

●飼育犬の死亡等による登録抹消／飼育犬が死亡した場合には、忘れずに『死亡届』の手続きをしてください。死亡届を提出することで登録が抹消されます。なお、既に交付済みの鑑札は、死亡届と一緒に返却してください。

▶ 狂犬病予防注射

狂犬病予防法に基づき、生後91日以上飼育された犬は、毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。注射を受けた後は、担当係で注射済票の交付(料金550円)を必ず受けてください。

野生生物

環境林務課林政係・廃棄物対策係・環境衛生係 ☎0153-52-3131

▶ 動けないシカがいた場合

次の問い合わせ先へご連絡ください。

●個人の所有地の場合／環境林務課林政係（死体の場合は環境林務課廃棄物対策係）

●道路の場合

▷国道／宮園交差点より釧路側＝釧路開発建設部釧路道路事務所 ☎0154-41-8101、宮園交差点より根室側＝釧路開発建設部根室道路事務所 ☎0153-24-4188

▷道道／釧路土木現業所厚岸出張所 ☎0153-52-3615

▷町道／建設課管理維持係

▶ スズメバチの駆除

スズメバチの巣を発見した場合は、次の問い合わせ先へご連絡ください。

●問い合わせ／環境林務課環境衛生係

※職員による駆除は、容易に駆除できる場合に限りです。

ヒグマに注意！



例年、春と秋は、クマの目撃情報が多く、野山のほか近年では住宅近辺の裏山でも目撃する可能性がありますので、事故に遭わないためにも次のことに気をつけましょう。

▷1人で野山に入るのは避ける

▷薄暗いときは行動しない

▷ふんや足跡を見たら引き返す

▷食べ物やごみは必ず持ち帰る

また、ヒグマの姿や足跡、ふんを発見した場合は、役場環境林務課林政係または厚岸警察署(☎0153-52-0110)へ連絡をお願いします。

厚岸町に寄せられたヒグマの出没情報は、ホームページで公開しています(ヒグマ出没マップ『ひぐまっぷ』)。

仕事・産業

仕事

労働

観光商工課商工雇用係 ☎0153-52-3131

▶ 町内企業の求人情報

町内企業の求人情報を、窓口で公開しているほか、ホームページに掲載しています。

また、無料で希望条件に合う求人情報を検索し提供していますので、希望する人はご相談ください。

▶ 出稼労働者手帳

釧路公共職業安定所に代わり、出稼ぎする人の身分証明書となる『出稼労働者手帳』を交付しています。

出稼ぎに行く人は、就労先での手帳の掲示を求められることがありますので、手帳の交付を受けましょう。

手帳の交付を受ける人は、就労先の住所・会社名・電話番号を控えて窓口にお越しください。

融資・補助制度

観光商工課商工雇用係・総合政策課政策調整係 ☎0153-52-3131

▶ 厚岸町中小企業融資

対象の事業者へ、運転資金と設備資金の融資への補助制度があります。

●融資金額・融資期間

▷運転資金／1,000万円以内・7年以内

▷設備資金／1,500万円以内・10年以内

●保証人等／北海道信用保証協会の保証付きとすることが出来る

●町補助内容／保証料全額、貸付利率のうち1%分を補助

●担当係／観光商工課商工雇用係

▶ 厚岸町小規模商工業者設備近代化資金

対象の事業者が、無利子で設備資金の融資が受けられる制度があります。

●融資金額・融資期間(設備資金)

▷500万円以下／5年以内

▷500万円～1,000万円まで／7年以内

●保証人等／北海道信用保証協会の保証付きとすることが出来る

●町補助内容／利子全額、保証料の2分の1を補助

●担当係／観光商工課商工雇用係

▶ 移住支援金

東京圏から厚岸町に移住した人への補助制度があります。

●対象要件／新規に就業、テレワーク、起業など

●支援金額／単身＝60万円、2人以上の世帯＝100万円（18歳未満の人がいる場合、1人につき30万円を加算）

●担当係／総合政策課政策調整係



産業・まちおこし

支援制度

観光商工課商工雇用係・総合政策課政策調整係 ☎0153-52-3131

▶ 厚岸町特産品等開発支援制度

新たな魅力ある特産品の創出、商品の高付加価値化、販路開拓等を促進するため、町内の農林水産物等の地域資源を活用したもの、または、厚岸町をイメージした地域特産品の開発・商品化事業に対して最大100万円(商品開発経費の3分の2)の補助金を交付します。

●担当係／観光商工課商工雇用係

▶ まちおこし補助

各種イベントや地域の特産品のPRなど、地域の活性化や振興を目的とした事業を支援します。

●補助上限額／200万円

●補助率／事業実施主体により異なります

●担当係／総合政策課政策調整係

議会・選挙

議会

議会事務局 ☎0153-52-3131

▶ 町議会

町議会は、行政に町民の皆さんの意志を反映させるための重要な機関です。

直接選挙によって選ばれた議員13人で構成され、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、大きな工事の請負契約の決議などを行います。

また、皆さんからの要望を請願や陳情という形式で受け付けるほか、議会の活動の様子を議会だより（年4回発行、町広報誌に折込配布）でお知らせしています。

【声の議会だより→26頁】

▶ 議会の傍聴^{ぼうちよう}

議会開会中は、誰でも議場（役場庁舎3階）の傍聴席で議論を聴くこと（傍聴）ができます。

傍聴を希望する人は、入口にある名簿に住所・氏名を記入し傍聴してください。

予約は必要ありませんが、席が限られていますので、団体でお越しの際は事前にご連絡ください。

なお、町民ホール（役場庁舎1階）のテレビで、議会中継を見することもできます。

●定例会／年4回（3月・6月・9月・12月）

●臨時会／必要に応じて

選挙

厚岸町選挙管理委員会 ☎0153-52-3131

▶ 選挙権

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

●選挙権を持つ対象者

選挙人名簿には、次の要件を満たしている人が登録されます。

▷満18歳以上の日本国民

▷転入の届け出をした日から引き続き3カ月以上、住民基本台帳に記載されていること

●登録時期

▷定時登録／毎年3・6・9・12月の各月の1日を基準日として、1日に登録します

▷選挙時登録／選挙の都度、基準日および登録日を定めて登録します

●選挙の管理執行・種類

▷国政選挙／衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙

▷地方選挙／道知事選挙、道議会議員選挙、町長選挙、町議会議員選挙

▶ こんな投票もできます

投票の種類	対象者	投票場所	備考
期日前投票	仕事や用事で投票日に投票所に行けない人	厚岸町役場	
不在者投票	入院・出張・旅行・住所移転・その他やむを得ない理由で投票所に行けない人	他の市区町村や指定病院など	郵送等に時間がかかる場合がありますので、利用される場合は、選挙管理委員会事務局へお早めにお問い合わせください。
郵便投票	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちの人	自宅	障がいの種別や程度によって異なります。この制度を利用される場合は『郵便投票証明書』が必要です。

生涯学習・スポーツ

生涯学習

生涯学習事業

教育委員会生涯学習課生涯学習係 ☎0153-67-7700

まなViva^{ビバ}厚岸

真龍小学校を会場に、通年で講座を開催しています。各講座の内容については、お問い合わせください。初めての人は、体験講座を無料で受講できます。体験講座への参加は、お問い合わせください。

●講座を開設してみませんか？

まなViva厚岸で講座を開設することができます。

教えてみたい、講座を開いてみたいという人は、生涯学習係へお気軽にご相談ください。



真龍小学校学校開放事業

授業がない日・時間に、真龍小学校の特別教室や体育館を、無料で貸し出ししています。（ただし、2人以上の団体に限ります。）

使用には、事前に申し込みが必要です。

生涯学習情報紙『LL TIMES』^{エルエル タイムス}

生涯学習事業に関する情報紙『LL TIMES』を月1回発行しています。情報紙は町広報誌に毎月折り込んでいます。

図書館

各施設問い合わせ先まで

本の森厚岸情報館

図書や視聴覚資料（CD、DVDなど）の貸し出しを行っています。借りるには利用者カードが必要です。

読み聞かせや映画観賞会なども開催しています。

住所	宮園1丁目1番地
開館時間	●火・水・土・日・祝日／10時～18時 ●木・金／10時～21時
休館日	月曜日、資料整理日（月1日）、12月31日～翌年1月5日
入館料	無料
設備等	視聴覚室、会議室、情報プラザ（飲食可）、サークル室、AVコーナー、PC実習室
イベント等	特別展示、読み聞かせ、映画会など
電話番号	0153-52-2246

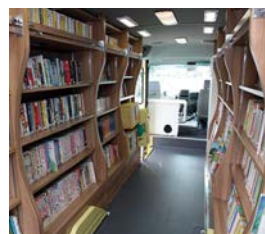
本の森厚岸情報館分館

住所	梅香2丁目1番地 厚岸町社会福祉センター内
開館時間	10時～16時30分
休館日	月曜日、祝日（4月29日、5月3～5日、11月3日を除く）、資料整理日（月1日）、12月31日～翌年1月5日
入館料	無料
電話番号	0153-52-2213



図書館バスを運行しています

本館・分館から遠い地域や各学校などに、図書や視聴覚資料などをのせて巡回しています。場所と日程は、巡回日程表をご覧ください。（情報館で配布および町広報誌に年2回折り込んでいるほか、情報館ホームページに掲載しています）



博物館

教育委員会生涯学習課海事記念館 ☎0153-52-4040

▶ 海事記念館

住所	真栄3丁目4番地
開館時間	9時～17時
休館日	月曜日、祝日の翌日、12月31日～翌年1月5日
入館料	無料
設備等	海事関連資料等の展示、プラネタリウム、会議室、資料コーナー など
イベント等	特別展示、プラネタリウムの上映
電話番号	0153-52-4040



▶ 太田屯田開拓記念館



住所	太田5の通り23番地1
開館時間	9時～16時
休館日	月曜日、祝日の翌日、11月16日～翌年4月15日
入館料	無料
設備等	屯田兵制度・遺品、太田のあゆみ など
電話番号	0153-52-3599

▶ 郷土館



住所	湾月1丁目2番地
開館時間	9時～16時
休館日	月曜日、祝日の翌日、11月16日～翌年4月15日
入館料	無料
設備等	重要文化財資料(複写)、民俗資料 など
電話番号	0153-52-3794

■ スポーツ

スポーツ事業

教育委員会スポーツ課スポーツ係 ☎0153-52-7785

▶ スポーツ振興助成

厚岸町のスポーツ振興に寄与するスポーツ団体および個人に対して助成を行い、町民の心身の健全な発達と明るく豊かな町民生活に寄与することを目的としています。

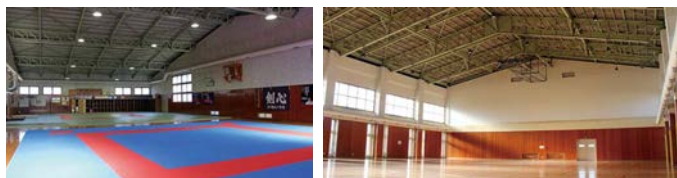
対象範囲、助成限度および提出書類等がありますので、事前に相談をお願いします。

▶ スポーツバス

スポーツ課では、令和2年度からスポーツバスにより、少年団活動の練習場所となっている厚岸小学校、真龍小学校およびB&G海洋センター・勤労者体育センターまでの送迎支援を行い、小学生がスポーツ活動に取り組みやすい環境整備を目的とし、実施しています。

▶ B&G海洋センター・勤労者体育センター

住所	宮園3丁目7～8番地
開館時間	9時～21時
休館日	月曜日(祝日の場合は翌日)、12月31日～翌年1月5日
入館料	有料
設備等	体育館、武道館(無料で用具貸し出しあり)
電話番号	0153-52-7785



▶ 温水プール

住所	湾月1丁目1番地
開館期間	4月～11月
開館時間	●平日/13時～21時 ●土日・祝日/10時～18時
休館日	月曜日(祝日を除く)、祝日の翌日(土日を除く)
入館料	有料
設備等	25mプール、低学年用プール、幼児用プール、ウォータースライダー、トレーニング室
電話番号	0153-52-6631



▶ 宮園公園パークゴルフ場

住所	宮園3丁目8番地
使用時期	5月下旬～11月上旬
使用時間	5時～19時(または日没まで)
使用料・設備	有料、有料で用具貸し出しあり
設備	4コース36ホール
電話番号	0153-52-7785

▶ 上尾幌学びやま公園パークゴルフ場

住所	上尾幌9番
使用時期	5月下旬～11月上旬
使用時間	5時～19時(または日没まで)
使用料・設備	無料
設備	1コース9ホール
電話番号	0153-52-7785

▶ 住の江丘陵公園パークゴルフ場

住所	住の江4丁目1番地
使用時期	5月下旬～11月上旬
使用時間	5時～19時(または日没まで)
使用料・設備	無料
設備	1コース9ホール
電話番号	0153-52-3131(建設課管理維持係)

▶ 太田農村公園パークゴルフ場

住所	太田5の通り31番地1
使用時期	5月下旬～11月上旬
使用時間	5時～19時(または日没まで)
使用料・設備	無料
設備	2コース18ホール
電話番号	0153-52-3131(建設課管理維持係)

▶ 尾幌酪農ふれあい広場多目的広場(パークゴルフ場)

住所	尾幌124番地
使用時期	5月～11月
使用時間	9時～19時(または日没まで)
使用料	無料
設備	2コース18ホール(無料で用具貸し出しあり)
電話番号	0153-56-2400(尾幌酪農ふれあい館)

▶ 尾幌酪農ふれあい広場テニスコート

住所	尾幌124番地
使用時期	5月～11月
使用時間	9時～19時(または日没まで)
使用料	無料
設備	1面
電話番号	0153-56-2400(尾幌酪農ふれあい館)

▶ 尾幌酪農ふれあい館多目的ホール

住所	尾幌124番地
開館時間	9時～22時
休館日	月曜日(祝日を除く)、祝日の翌日、水・木・土の17時以降、12月31日～翌年1月5日
入館料	有料(要件により無料)
電話番号	0153-56-2400(尾幌酪農ふれあい館)

▶ 片無去地区体育館

住所	片無去3番地
開館時間	9時～20時(事前申請が必要です)
休館日	12月31日～翌年1月5日
入館料	無料
電話番号	0153-52-7785

▶ B & G 海洋センター艇庫^{ていこ}

住所	港町4丁目1番地
使用時期	6月～9月(事前申請が必要です)
使用時間	9時～16時
使用料・設備	無料、無料で用具貸し出しあり
電話番号	0153-52-7785

▶ 宮園公園野球場・宮園公園野球広場

住所	宮園3丁目8番地
使用時期	5月～10月(事前申請が必要です)
使用時間	5時～19時(または日没まで)
使用料・設備	無料
電話番号	0153-52-7785

▶ 宮園公園スケートリンク

住所	宮園3丁目8番地
使用時期	1月～2月(変動あり)
使用時間	9時～21時(ナイター施設あり)
使用料・設備	無料
電話番号	0153-52-7785



医療機関

▶ 病院・医院

名称	町立厚岸病院
所在地	住の江1丁目1番地
診療科目	内科、外科、小児科、 整形外科、脳神経外科
受付時間	8時50分(受付機は6時30分)～11時30分、 13時15分～15時30分(受付機は同じ) ※土日・祝日は休診です ※急病、救急の場合はいつでも受付します
診療時間	●内科・外科／9時～12時30分、13時30分～16時(火・木は休診) ●小児科／9時～12時30分、15時～16時 ●整形外科／毎週金曜日(予約診療・当日受付は午前のみ) ●脳神経外科／毎週金曜日(予約診療のみ)
病床数	一般病棟55床
電話番号	0153-52-3145

名称	医療法人社団 田中医院
所在地	真栄1丁目82番地
診療科目	内科、小児科、アレルギー科、 リハビリテーション科
受付時間	【月～金】8時45分～11時30分、 13時30分～16時 【土】8時45分～11時30分 ※往診・健診随時受付しています
診療時間	【月～金】9時～11時30分、 13時30分～16時 【土】9時～11時30分
電話番号	0153-52-7155



▶ 歯科医院

名 称	住 所	診 療 時 間	電話番号
医療法人社団光歯会 秋田歯科医院	宮園1丁目18番地	【月・水・金】9時～18時 【火・木】9時～17時 【土】9時～12時	0153-52-2772
医療法人社団厚浜会 うえだ歯科医院	港町4丁目170番地	【月～金】9時～12時、 14時～19時30分 【土】9時～12時	0153-68-9222
中村小児歯科クリニック	宮園1丁目171番地	【月～金】9時～17時 【土】9時～12時	0153-52-4182
ふくだ歯科クリニック	港町2丁目127番地	【月・火・木・金】9時～12時30分 14時～18時30分 【水】9時～12時30分 【土】9時～12時30分、 14時～17時	0153-53-2332
松葉町歯科クリニック	松葉3丁目4番地	【日～木】8時30分～12時、 14時～18時30分	0153-52-2410

▶ 薬局

名 称	住 所	営 業 時 間	電話番号
厚岸調剤薬局	住の江1丁目5番地	【月～金】9時～17時45分	0153-53-3232
(株)さくら薬局厚岸店	真栄1丁目80番地	【月～金】9時～17時 【土】9時～12時	0153-52-8228

各種相談

●厚岸町役場 ☎0153-52-3131

●保健福祉総合センターあみか21(保健福祉課) ☎0153-53-3333

※どちらも平日8時30分から17時15分まで

相談名称	相談内容	担 当	電話番号	日 時
健康相談		保健福祉課健康推進係	0153-53-3333	【平日】 8時30分～17時15分
生活に お困りの人	生活保護	保健福祉課地域支援係	0153-53-3333	
	税金・保険料	税務課課税係・納税係	0153-52-3131	
	生活の悩みごと	あんしんサポートセンター あっけし	0153-68-9955	
妊婦・子育ての健康相談		保健福祉課健康推進係	0153-53-3333	
消費生活相談	物価、添加物、悪徳商 法被害など、消費生活 に関する相談	観光商工課商工雇用係	0153-52-3131	【平日】 8時30分～17時15分
		北海道立消費生活センター	050-7505-0999	【平日】 9時～16時30分
		釧路市消費生活センター	0154-24-3000	【平日】 10時～15時30分
町民相談	配偶者・恋人からの暴 力 (DV)	釧路総合振興局配偶者暴 力相談支援センター	0154-41-1110	【平日】 9時～17時
		NPO法人駆け込みシェル ター釧路(女性のみ)	0154-32-7704	【平日】 13時～16時
		釧路市役所こども保健部 こども支援課	0154-31-4204	【平日】 8時30分～17時15分
		釧路警察署生活安全課	0154-23-0110	
人権相談	さまざまな人権問題の 電話による相談	みんなの人権110番	0570-003-110	【平日】 8時30分～17時15分
	セクハラ・家庭内暴力 などの女性の人権問題	女性の人権ホットライン	0570-070-810	
	いじめ・虐待など子ど もの人権相談	子どもの人権110番	0120-007-110	
	人権擁護委員による人 権相談	総務課総務係	0153-52-3131	随時開催
行政相談	行政に対する意見や要 望・相談	行政苦情110番	0570-090-110	【平日】 8時30分～17時15分
	行政相談員による行政相談	町民課自治振興係	0153-52-3131	随時開催
高齢者・介護の 相談	介護や介護予防、 医療、福祉などの あらゆる相談	厚岸町地域包括支援センター (保健福祉総合センター内)	0153-53-3333	【平日】 8時30分～17時15分
		厚岸町社会福祉協議会	0153-52-7752	
労働相談	町内の求人情報の検索 ・提供	観光商工課商工雇用係	0153-52-3131	
	就職・転職・雇用保険 に関する相談	ハローワーク釧路 (釧路公共職業安定所)	0154-41-1201	
	賃金・労働時間・解雇・ 労災保険に関する相談	釧路労働基準監督署	0154-45-7835	
教育・いじめに関する相談		教育委員会指導室	0153-52-3131	

公共施設一覧

市外局番 0153 -

区分	名称	所在地	電話番号
役場庁舎 ・ 出張所	厚岸町役場	真栄3丁目1番地	52-3131
	厚岸町教育委員会	真栄3丁目1番地	52-3131
	厚岸町議会事務局	真栄3丁目1番地	52-3131
	厚岸町監査委員事務局	真栄3丁目1番地	52-3131
	厚岸町農業委員会	真栄3丁目1番地	52-3131
	厚岸町選挙管理委員会	真栄3丁目1番地	52-3131
	厚岸町役場湖南地区出張所	梅香2丁目1番地	52-2175
	厚岸町車両詰所	宮園4丁目1番地	52-7492
保健 ・ 医療 ・ 福祉	町立厚岸病院・厚岸町介護老人保健施設(ここみ)	住の江1丁目1番地	52-3145
	厚岸町保健福祉総合センター(あみか21)	住の江1丁目2番地	53-3333
	厚岸町地域包括支援センター	住の江1丁目2番地	52-4140
	厚岸町特別養護老人ホーム心和園	白浜4丁目1番地	52-6373
	厚岸町在宅老人デイサービスセンター	白浜4丁目1番地	52-3901
	厚岸町社会福祉センター(厚岸町社会福祉協議会)	梅香2丁目1番地	52-7752
保育所 ・ 幼稚園 ・ 学校 ・ 児童館	厚岸町立あっけし保育所	奔渡6丁目268番地	52-7254
	厚岸町立しんりゅう保育所	宮園3丁目11番地	52-3035
	厚岸町立太田へき地保育所	太田5の通り23番地1	52-6245
	厚岸町子育て支援センター	奔渡2丁目1番地	53-4337
	厚岸カトリック幼稚園	港町1丁目4番地	52-2057
	厚岸さくら幼稚園	宮園3丁目115番地	52-4544
	厚岸町立厚岸小学校	梅香2丁目3番地	52-3016
	厚岸町立真龍小学校	真栄2丁目1番地	52-2113
	厚岸町立太田小学校	太田4の通り32番地1	52-2007
	厚岸町立高知小中学校(休校中)	若松307番地	
	厚岸町子夢希児童館	梅香1丁目2番地	52-0234
	厚岸町友遊児童館	真栄1丁目2番地	52-3090
	厚岸町立厚岸中学校	梅香1丁目5番地	52-2108
	厚岸町立真龍中学校	白浜1丁目5番地	52-3211
	厚岸町立太田中学校	太田5の通り27番地1	52-2297
	北海道厚岸翔洋高等学校	湾月1丁目20番地	52-3195
	厚岸町学校給食センター	白浜3丁目1番地	53-2065
集会施設 ・ 公民館	厚岸町生活改善センター	港町2丁目1番地	52-4151
	厚岸町太田活性化施設 らくとぴあ(事務局:太田中学校)	太田5の通り21番地22	52-2297
	厚岸町多機能共生型地域交流センター(コアぽんと きらく)	奔渡2丁目1番地	52-0510
	厚岸町中央公民館	梅香2丁目1番地	67-7700
	厚岸町中央公民館筑紫恋分館	筑紫恋32番地3	52-4402
	厚岸町中央公民館末広分館	末広85番地1	52-5436

区分	名称	所在地	電話番号
集会施設 ・ 公民館	厚岸町中央公民館 苫多分館	苫多206番地	52-7286
	厚岸町漁村環境改善総合センター	奔渡6丁目1番地	52-7547
	厚岸町床潭地区漁村センター	床潭133番地1	52-5912
	厚岸町光栄地区コミュニティセンター	光栄1番地	52-4835
	厚岸町上尾幌地区コミュニティセンター	上尾幌11番地	57-2362
	厚岸町湾月生活館	湾月2丁目1番地	52-4988
	厚岸町湖南地区集会所	若竹4丁目1番地	52-7734
	厚岸町松葉地区集会所	松葉3丁目1番地	52-8820
	厚岸町有明地区集会所	有明2丁目1番地	52-4245
	厚岸町真栄地区集会所	真栄1丁目1番地	52-4995
	厚岸町住の江地区集会所	住の江2丁目1番地	52-2507
	厚岸町住の江山の手地区集会所「山の手会館やまびこ'05」	山の手1丁目1番地	
	厚岸町宮園地区集会所	宮園1丁目2番地	52-4539
	厚岸町宮園鉄北地区集会所	宮園3丁目5番地	52-6117
	厚岸町宮園丘陵地区集会所	宮園2丁目1番地	
	厚岸町白浜地区集会所	白浜1丁目1番地	52-7859
	厚岸町門静地区集会所	門静2丁目1番地	52-5889
	厚岸町片無去開拓パイロット地区集会所	片無去1番地	52-6230
	厚岸町片無去地区集会所	片無去2番地	57-2455
	厚岸町糸魚沢地区集会所	糸魚沢66番地	55-9035
	厚岸町若松地区集会所	若松103番地	55-9001
	厚岸町トライベツ地区集会所	トライベツ170番地1	55-9140
教育 ・ 文化	厚岸町教育委員会生涯学習課	真栄2丁目1番地	67-7700
	厚岸情報館	宮園1丁目1番地	52-2246
	厚岸情報館分館	梅香2丁目1番地	52-2213
	厚岸町海事記念館	真栄3丁目4番地	52-4040
	厚岸町郷土館	湾月1丁目2番地	52-3794
	厚岸町太田屯田開拓記念館	太田5の通り23番地1	52-3599
	愛冠自然史博物館	愛冠	52-2056
スポーツ	厚岸町温水プール	湾月1丁目1番地	52-6631
	厚岸町B & G 海洋センター	宮園3丁目7番地	52-7785
	厚岸町勤労者体育センター	宮園3丁目8番地	52-3841
	宮園公園野球場・宮園公園野球広場	宮園3丁目8番地	52-7785
	宮園公園スケートリンク	宮園3丁目8番地	52-7785
	宮園公園パークゴルフ場	宮園3丁目8番地	52-7785
	住の江丘陵公園パークゴルフ場	住の江4丁目1番地	52-3131
	太田農村公園パークゴルフ場	太田5の通り31番地1	52-3131
	上尾幌学びやま公園パークゴルフ場	上尾幌9番地	52-7785
	尾幌酪農ふれあい広場多目的広場(パークゴルフ場)	尾幌124番地	56-2400
	尾幌酪農ふれあい広場テニスコート	尾幌124番地	56-2400
	片無去地区体育館	片無去3番地	52-7785
	厚岸町B & G 海洋センター艇庫	港町4丁目1番地	52-7785
	健康増進室(厚岸町保健福祉総合センター内)	住の江1丁目2番地	53-3333

区分	名称	所在地	電話番号
産業	厚岸町カキ種苗センター	若竹1丁目1番地	53-2321
	釧路管内水産種苗生産センター	筑紫恋17番地	52-5561
	厚岸町きのか菌床センター	上尾幌3番地	57-2336
	厚岸町営牧場大別・セタニウシ団地事務所	大別1番地	53-2045
	厚岸町営牧場別寒辺牛団地事務所	若松1番地	55-9107
	厚岸町若齢牛育成センター	片無去743番地	
	根釧西部森林管理署上尾幌森林事務所	上尾幌	57-2211
	厚岸町職業訓練センター	港町1丁目1番地	52-3131
観光 ・ 体験	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ(道の駅厚岸グルメパーク)	住の江2丁目2番地	52-4139
	厚岸水鳥観察館	サンヌシ66番地	52-5988
	厚岸町尾幌酪農ふれあい館	尾幌124番地	56-2400
	厚岸町上尾幌ふれあい体験農園	上尾幌7番地	
	厚岸町木工センター	山の手2丁目1番地	52-3451
	子野日公園	奔渡6丁目9番	52-7093
	厚岸町緑のふるさと公園森林センター	愛冠6番地	52-6823
	厚岸町緑のふるさと公園愛冠野営場	筑紫恋2番地2	52-6627
	愛冠観光サービスセンター	愛冠5番地	52-2185
	あやめヶ原観光サービスセンター	末広321番地	080-8294-6177
	北海道立青少年体験活動支援施設 ネイパル厚岸	愛冠6番地	52-1151
警察・消防	厚岸警察署	真栄1丁目7番地	52-0110
	釧路東部消防組合消防本部・厚岸消防署	宮園2丁目414番地2	52-5111
郵便局	本厚岸郵便局	松葉3丁目105番地	52-4133
	厚岸郵便局	港町2丁目139番地	52-3701
	床潭郵便局	床潭138番地	52-4243
	門静簡易郵便局	門静2丁目62番地	52-2715
	尾幌郵便局	尾幌253番地	56-2310
	上尾幌郵便局	上尾幌52番地	57-2260
	釧路太田郵便局	太田東6番地	52-4242
	糸魚沢簡易郵便局	糸魚沢53番地	55-9111
その他	厚岸浄水場	門静2丁目2番地	52-2769
	厚岸町斎場	サンヌシ33番地	52-2085
	厚岸町ごみ処理場	サンヌシ34番地	52-5298
	厚岸終末処理場	有明2丁目3番地	52-5689
	厚岸町有機資源堆肥センター	大別1番地	53-2180



！ 防災行政無線（戸別受信機）・^{アイピー}IP告知情報端末・防災アプリ

▶ 防災行政無線（戸別受信機）

厚岸町に住民登録をしている世帯主の人に、防災行政無線（戸別受信機）1台を無償で貸与しています。



この受信機は、災害時に緊急の放送を流したり、平常時は町の行政情報などをお知らせしています。

● 定時放送

▷ チャイム／1日3回（7時、12時、18時）

▷ 役場からのお知らせ／1日2回（7時30分、18時30分（一部地域は20時）※ただし、放送がない日もあります）

● 設置・移設・撤去／新築、転居、世帯分離、置き場所の変更や放送が聞こえない場合にはご連絡ください。

● 担当係／危機対策室危機対策係

定期的に電池の交換を！

乾電池ランプが赤く点滅したときが、電池交換の目安です。長期間、電池を交換せずにいると、液漏れが発生し、受信機の故障の原因にもなりますので、定期的に電池の点検をお願いします。

▶ 地上デジタル放送等の再送信

IP告知情報端末で利用している町が整備した光ケーブルのネットワークにより、アンテナでテレビを見られない地域に、地上デジタル放送およびBSの映像を再送信しています。

● 難視聴区域に新築、転居、改築される場合、また、テレビ放送が見られない場合にはご連絡ください。

● 担当係／危機対策室防災情報係

▶ IP告知情報端末

IP告知情報端末は、厚岸町が整備した光ケーブルのネットワークにより行政と住民が双方向でやり取りができるコミュニケーションツールです。



● IP告知情報端末でできること

▷ テキストと音声で配信された情報をいつでも確認することができます。

※災害時には最大音量で緊急放送を行う場合があります。

▷ 顔を見て話せるテレビ電話機能付きで、通信料は無料です。

※IP告知情報端末はNTT等の固定電話・携帯電話との通話はできません。

▷ 生活に役立つJR、バスの時刻表などを見ることができます。

● 設置・移設・撤去／新築、転居、世帯分離、置き場所の変更や放送が聞こえない、宅内の光ケーブルが切れた場合にはご連絡ください。

● 担当係／危機対策室防災情報係



厚岸町スマートフォンアプリ『厚岸町の地域情報』

厚岸町のお知らせ（IP告知情報端末のお知らせ）、防災情報、教育委員会のお知らせなどを見ることができます。



iPhoneをご利用の人



Androidをご利用の人

▼ ごみ収集日、JRなどの時刻表も確認できます



▲ 週間と3時間ごとの天気予報が地区別で確認できます

！ 災害時のお知らせ・伝言ダイヤル

▶ 緊急速報メール

災害が発生した場合などに、防災行政無線やIP告知情報端末により災害情報を発信していますが、これらの情報伝達手段に加え、各携帯電話事業者が提供する『緊急速報「エリアメール」(NTTドコモ)』、『緊急速報メール(au・ソフトバンク)』のサービスを利用して、緊急情報を配信しています。町内にいる町民および観光客などが所持している携帯電話（対象機種に限ります）に、一斉に配信するメールです。

災害時においても、回線混雑の影響を受けることなく配信することができます。

●気象庁が配信する『緊急地震速報』

●町が配信する『災害避難情報』

▷避難指示

▷大規模テロ災害情報などの国民保護情報

▶ 全国瞬時警報システム(「Jアラート」)

緊急情報を瞬時にお知らせする『全国瞬時警報システム(「Jアラート」)』を運用しています。

「Jアラート」とは、国が発表した情報を自動受信し、防災行政無線でお知らせするものです。

▶ 災害用伝言ダイヤル

地震、津波などの大規模災害発生時は、安否確認や各種問い合わせなどの電話が増加し、電話がつながりにくい状況が続きます。

NTTでは、このような状況の緩和を図るため、災害で電話がつながりにくくなったときに限り利用可能な『災害用伝言ダイヤル【171】』を提供しています。

▶ 『警戒レベル』を用いた避難情報、気象情報

町が発令する避難指示等の避難情報や、気象庁が発表する気象情報を、5段階の『警戒レベル』を用いて伝達し、危険区域に住んでいる住民などがとるべき行動を、警戒レベルの段階に応じて明確化しました。

【津波避難場所一覧→59頁】

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 または切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難！	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況 悪化	自らの避難行動を 確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁発表)
1	今後気象 状況悪化の おそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報 (気象庁発表)

厚岸町防災啓発動画(津波シミュレーション動画)

巨大地震による大津波が発生するリスクが高まっていることから、町民の皆さん全員に津波から命を守る方法を正しく身につけていただくため、防災啓発動画を作成しました。

この動画では、津波で最悪の事態が発生した場合を想定し、普段見慣れた町の風景に津波が襲来した場合どのような状況になるのか、より具体的にイメージできるよう、湖北地区、湖南地区、床潭地区の3地区に津波が押し寄せる様子をコンピューターグラフィックス(CG)の技術を用いて再現しています。

厚岸町は沿岸部のほとんどの地域で津波による被害が想定されることから、いざという時に正しい避難行動がとれるよう、津波からの避難を考える際の資料として、ご家族や職場等でご活用ください。

●出前講座／町内の自治会や団体等で動画の上映を希望する場合、危機対策室の職員が出向いて上映と説明を行います。出前講座を希望される場合はご連絡ください。

●DVDの貸し出し／厚岸情報館で貸し出ししています。



厚岸町防災啓発動画
(厚岸町公式YouTube)

「非常用持ち出し袋」の点検をしませんか？

非常用持ち出し袋を用意するのも『自助(自らを助ける)』のひとつです。持ち出し可能な袋に飲食物やラジオ、懐中電灯などを準備していると、非常時に慌てないで避難行動がとれます。

非常食は1年から5年、非常飲料は3年から10年の賞味期限が各商品によって設定されています。

もしもの時に必要な物だからこそ、避難訓練のたびに、家庭にある非常用持ち出し袋の中を確認しましょう。

●ラジオや懐中電灯などに電池を入れたままにしておくと、電池切れや液漏れで使えなくなっていることがあります。年に1度は点検しましょう。

チェックしよう！



非常用持ち出し袋の一例

- | | | |
|---------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 現金 | ☐ 缶切り | ☐ 飲料水 |
| ☐ 預金通帳 | ☐ ライター・マッチ | ☐ 下着 |
| ☐ 印鑑 | ☐ ナイフ | ☐ 靴下 |
| ☐ 保険証 | ☐ 携帯用トイレ | ☐ 長袖・長ズボン |
| ☐ 免許証 | ☐ 救急箱 | ☐ 防寒用ジャケット・雨具 |
| ☐ 懐中電灯 | ☐ 処方箋の控え | ☐ 携帯用カイロ |
| ☐ 携帯ラジオ | ☐ 胃腸薬・便秘薬・持病の薬 | ☐ マスク |
| ☐ 予備の乾電池 | ☐ 生理用品 | ☐ アルコール消毒液 |
| ☐ ヘルメット | ☐ 乾パン | ☐ 体温計 |
| ☐ 防災ずきん | ☐ 缶詰 | ☐ ウェットティッシュ |
| ☐ 厚手の手袋 | ☐ 栄養補助食品 | ☐ スリッパ |
| ☐ 毛布 | ☐ アメ・チョコレート | |

「日常備蓄」をはじめませんか？

災害時のために、賞味期限の長いアルファ米や飲料水を準備しておく必要はありません。飲料水を多めに買っておくだけで『日常備蓄』という備蓄品になります。

普段、食べている乾麺や缶詰、レトルト食品を多めに購入し、常に余剰があるようにするだけで備蓄品として使えるようになります。

乳幼児や高齢者がいる世帯は、状況に合わせて生活に必要な物を多めに備えておきましょう。飲食物の他にも、カセットコンロや簡易トイレなども準備しておきましょう。

日常備蓄品の一例

- | | | |
|--|---------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ パックごはん | ☐ 缶詰 | ☐ カセットコンロ |
| ☐ 乾麺(そば・うどん・パスタ) | ☐ ビスケット | ☐ カセットコンロ用ボンベ |
| ☐ レトルト食品 | ☐ チョコレート | ☐ 簡易トイレ |
| ☐ インスタントラーメン・カップみそ汁 | ☐ 飲料水 | |

■津波避難場所一覧 ※地図は次ページへ

地域	番号	避難場所	避難対象区域(参考)	海拔
湖北省街地域	1	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ駐車場	港町、真栄	25m
	2	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ(1Fロビー)	港町、真栄	25m
	3	真龍神社境内(広間)	港町、真栄、宮園	34m
	4	高野寺境内(本堂)	宮園	13m
	5	東岸寺境内(庫裡、本堂)	宮園	14m
	6	宝龍寺境内(庫裡)	宮園	25m
	7	消防庁舎横駐車場	宮園	20m
	8	ヤマト運輸(株)厚岸営業所駐車場	宮園	14m
	9	住の江山の手地区集会所付近(道路・空き地)	港町、真栄、住の江、山の手	22m
	10	住の江山の手高台(道路・空き地)	住の江、山の手	31m
	11	住の江丘陵公園	住の江、山の手	35m
	12	宮園丘陵地区集会所	港町、真栄、宮園	58m
	13	宮園丘陵団地(道路・空き地)	港町、真栄、宮園	47m
	14	しんりゅう保育所裏山	宮園鉄北	10m
	15	真龍墓地	白浜	23m
	16	心和園裏山避難場所	宮園鉄北、白浜	14m
	17	太田活性化施設とその周辺(開拓記念館含む)	光栄、宮園鉄北、白浜	84m
	18	太田小学校体育館	光栄、宮園鉄北、白浜	81m
	19	太田中学校体育館	光栄、宮園鉄北、白浜	83m
門静・苦多	20	厚岸望洋台駐車場	門静	31m
	21	門静偕楽園団地(道路・空き地)	門静	21m
	22	門静神社裏山	門静	22m
	23	公民館苦多分館	苦多	30m
尾幌	24	尾幌酪農ふれあい館	尾幌	14m
湖南省街地域	25	愛冠駐車場	湾月、若竹、松葉	77m
	26	緑のふるさと公園駐車場	湾月、若竹、松葉	78m
	27	森林センター	湾月、若竹、松葉	78m
	28	ネイパル厚岸駐車場	湾月、若竹、松葉	78m
	29	ネイパル厚岸	湾月、若竹、松葉	78m
	30	厚岸神社境内	湾月	18m
	31	松葉地区集会所裏山	松葉	14m
	32	お供山展望台(避難広場)	松葉	57m
	33	桜通り頂上横高台	梅香	28m
	34	子野日公園高台	奔渡	16m
	35	奔渡7丁目裏山	奔渡	10m
	36	奔渡4丁目小規模治山施設	奔渡	6m
	37	コアぽんときらく(屋上)	奔渡	10m
	38	湖南地区防災広場	梅香、奔渡	3~11m
	39	厚岸霊園駐車場	有明、奔渡	12m
	40	旧(独)水産総合研究センターの周辺	筑紫恋	15m
	41	筑紫恋海岸地域裏山	筑紫恋	25m
床潭	42	床潭神社	床潭	31m
	43	床潭中央高台町有地裏山	床潭	30m
	44	ピリカウタ広場(多目的広場)	床潭	43m
	45	(有)高島食品裏山	床潭	23m
末広	46	主要道別海厚岸線付近	末広	84m
小島	47	小島神社裏山	小島	27m

『～未来を創る！～厚岸まるわかりガイドブック』に掲載している情報は、令和4年3月現在の情報にあわせ、令和4年4月から始まる制度も掲載しています。社会情勢等の変動等により、内容が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

内容や手続きでご不明な点等がありましたら、担当係までお問い合わせください。

～未来を創る！～

厚岸まるわかりガイドブック

令和4年3月 発行／厚岸町総務課広報統計係
協力／北海道厚岸翔洋高等学校生徒会の皆さん

〒088-1192 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地
TEL 0153-52-3131(代表)
ホームページ <https://www.akkeshi-town.jp>



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



花と味覚と歴史の町 あっけし

厚岸町

AKKESHI TOWN